

東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組

令和 5 年 1 2 月

農林水産省

①地震・津波災害からの復旧・復興

- ・東日本大震災による農林水産関係の被害状況 … 2
- ・東日本大震災からの農林水産業の復旧状況 … 3
- ・震災からの復興のため、人的支援を実施 … 4
- ・農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施 … 5
- ・農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組 … 6
- ・農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携 … 7
- ・被災した漁港や水産加工施設の整備 … 8
- ・震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援 … 9
- ・漁業・養殖業復興支援事業 復興計画認定状況 … 10

②福島県における原子力災害からの復旧・復興（農業）

- ・原子力発電所事故による避難指示区域の見直しについて … 12
- ・実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進 … 13
- ・農地・森林を計画的に除染 … 14
- ・原子力被災12市町村の農業の状況 … 15
- ・原子力被災12市町村の営農再開の状況 … 16
- ・原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備 … 18
- ・原子力被災12市町村の農地整備の状況 … 19
- ・ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施 … 20
- ・福島県の農業の現状 … 21
- ・原子力被災12市町村の農業者訪問の取組 … 22
- ・原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向 … 23
- ・地元との意見交換と地元ニーズ … 24

- ・営農再開の加速化に向けた取組 … 25
- ・原子力被災12市町村の営農再開に向けた支援策 … 26
- ・地域農業の将来像の策定と営農再開の促進に向けた支援 … 27
- ・原子力被災12市町村への人的支援 … 28
- ・福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績 … 30
- ・楡葉町での実践的な取組 … 31
- ・大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開 … 32
- ・将来の担い手の確保（担い手の参入） … 33
- ・農地集積と大規模化に向けた制度改正等 … 34
- ・農用地利用集積等促進事業(農地の利用集積の促進) … 35
- ・生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出 … 36
- ・福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた開発・実証研究の推進 … 37
- ・福島県における産地の取組事例 … 38
- ・福島県における6次産業化の取組事例（官民合同チームによる支援） … 39
- ・原子力被災12市町村における取組
 - 【水稲：南相馬市】 … 40
 - 【花き：葛尾村】 … 41
 - 【さつまいも：楡葉町】 … 42
 - 【いちご：大熊町】 … 43
 - 【ワイン用ぶどう：川内村】 … 44
 - 【園芸団地：南相馬市】 … 45

③福島県における原子力災害からの復旧・復興（林業）

- ・森林・林業の再生に向けた取組の現状 …47
- ・空間線量率及び放射性セシウムの蓄積量の推移 …48
- ・福島県「ふくしま森林再生事業」の現状及び今後の課題・対応方針 …49
- ・特用林産物の産地再生に向けた取組の現状及び対応方針 …50
- ・特用林産物の出荷制限の状況 …51
- ・木材製品等の安全確保に係る取組の現状及び今後の課題・対応方針 …52

④福島県における原子力災害からの復旧・復興（水産業）

- ・福島県における漁業再生に向けた取組 …54
- ・試験操業・販売について …55
- ・水産物の販路回復に向けた取組 …56
- ・福島県における水産物の安全性確保に関する取組 …57
- ・放射性物質濃度の検査結果（福島県・海産種） …58
- ・風評被害対策（検査結果の情報発信） …59
- ・新たな取組（スマート水産業の推進）取組事例 …60

⑤原子力災害からの復旧・復興（風評対策）

- ・食品についての風評の現状 …62
- ・農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施 …63
- ・農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下 …64
- ・風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略 …65
- ・食品中の放射性物質に関する情報提供 …66
- ・「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～ …67
- ・福島県の農林水産業の再生に向けた取組状況 …68
- ・ALPS処理水放出に伴う風評対策（トリチウムのモニタリング） …74
- ・原発事故及びALPS処理水放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要 …75
- ・農林漁業者への賠償支払い状況 …76

①地震・津波災害からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,798億円、水産業関係で1兆2,637億円、合計で2兆4,435億円の被害が発生。

農林業関係被害

農地（2.6万ha）	4,288億円
農業用施設等（18,143箇所） （水路、揚水機、集落排水施設等）	4,720億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等（農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等）	493億円
林野関係（林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等）	2,155億円
合計	1兆1,798億円

- 注：1 平成24年7月5日時点。
（農地・農業用施設等は令和5年3月31日時点）。
- 被害額には、原子力災害による被害額は含まれていない。
 - 被災した農地は青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県

水産業関係被害

漁船（28,612隻）	1,822億円
漁港施設（319漁港）	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養殖物	597億円
共同利用施設（1,725施設）	1,249億円
合計	1兆2,637億円

- 注：1 平成24年7月5日時点。
- 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）。
 - 漁港施設は、7道県約4割で被害（岩手、宮城、福島ではほぼ全てで被害）。
 - この他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）。

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況

農地 96%

主要な排水機場 100%

農地海岸 98%

農業集落排水施設 99%

海岸防災林 98%

木材加工流通施設 100%

漁港(陸揚げ機能) 100%

漁船 94%

養殖施設 100%

大型定置網 100%

産地市場(業務再開) 100%

水産加工施設(業務再開) 98%

- 注：1 水産加工施設は令和4年12月末時点、その他は令和5年9月末時点。
2 農地は、公共用地等への転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地（青森県、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県）19,660haに対するもの（福島県820ha除き完了）。
3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの。
4 農地海岸は、復旧が必要な122地区に対するもの（福島県3地区を除き完了）
5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの。（復旧事業実施中も含む）。
6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（福島県3km除き完了）。

- 7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。
8 漁港は、被災した319漁港に対するもの。
9 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。
10 養殖施設は、再開を目指す68,893施設（岩手県17,480施設、宮城県51,413施設）に対するもの。
11 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ統に対するもの。
12 産地市場は、被災3県で被災した30施設に対するもの。
岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。
13 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する767施設に対するもの。

震災からの復興のため、人的支援を実施

農林水産省は、東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに進めるため、職員の復興庁・環境省等への出向及び被災自治体との人事交流を実施中。

また、被災地における災害復旧工事を迅速・円滑に実施するため、被災県からの支援要望に沿って、農林水産省及び他の都道府県等の専門職員を被災自治体に派遣。

農林水産省から復興庁等への出向状況 (令和5年9月末時点)

復興庁 49名

環境省

福島地方環境事務所 44名

※このほか(公社)福島相双復興推進機構へ職員(3名)を派遣

人事交流

岩手県内 5名

宮城県内 2名

福島県内 9名

農林水産省及び都道府県等からの職員派遣の実績(農林水産関係)

(単位:人月)

	国	都道府県	市町村	計
農地・農業用施設	1,491	8,487	-	9,978
森林・林業関係	60	2,177	-	2,237
漁港関係	288	2,601	2,227	5,116

注:令和5年9月末までの派遣実績。

職員1名を1か月間派遣した場合、1人月と数える。

農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を国が一貫して実施。

【仙台東】ほ場整備（大区画化）



大区画化したほ場での営農状況

【名取川】閘上排水機場



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況



【南相馬】村上第二排水機場



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

【亘理・山元農地海岸】海岸堤防



海岸堤防の復旧状況

【仙台東】大堀排水路



津波で損壊した排水路の復旧状況

凡 例	
	直轄特定災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
	直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)
	代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
	福島特別直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

※⑬請戸川は一部避難指示区域内

農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

地震・津波で被災した地域において、直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組み中。

農地の大区画化の県別面積 (ha) (令和5年3月末時点)

県名	大区画化に取り組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積【全体】	左記のうち大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,360	6,360	5,370
福島県	1,970	1,750	1,410
計	8,380	8,160	6,790

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。

注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

大区画化整備したほ場 (大曲地区 (宮城県東松島市))



整備前

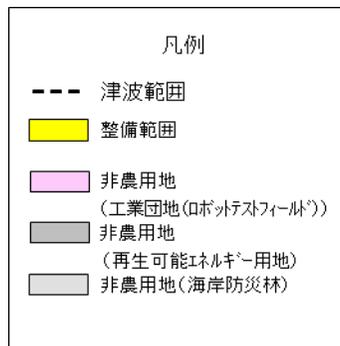
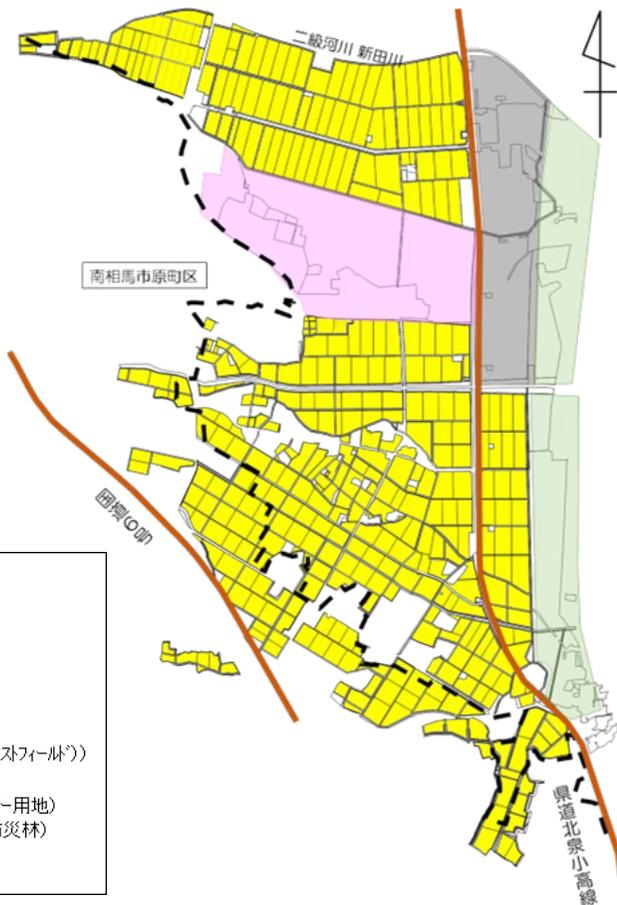


整備後

(提供：国土地理院)

事例：福島再生加速化交付金(原町東地区(福島県南相馬市))大区画化整備図

原町東地区 (地区面積：525ha) は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場の大区画化 (10～30a→標準区画1.2ha) を実施。



※津波範囲は、「東日本大震災 南相馬市災害記録誌」(南相馬市、平成25年3月発行)による。

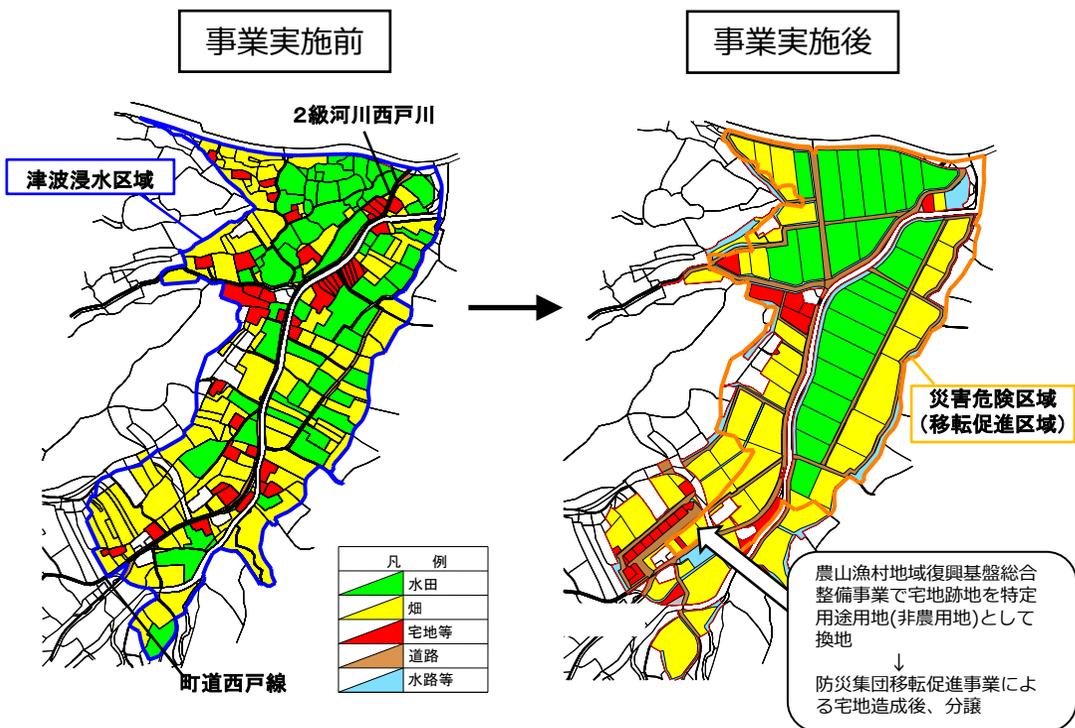
農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を2県10市町17地区で進めており、15地区で整備が完了。（令和5年3月末時点）

宮城県南三陸町の南三陸地区（西戸川工区）^{さいどがわ}では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。

事業実施前

事業実施後



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	山元東部地区
	亘理町	亘理地区
	東松島市	西矢本地区、奥松島地区
	名取市	名取地区
	岩沼市	岩沼地区
福島県	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区、真野地区、井田川地区、八沢地区
2県	10市町	17地区

※下線は、令和5年度以降も農地整備を実施する予定の地区を示す。

被災した漁港や水産加工施設の整備

気仙沼漁港・石巻漁港等においては、水産加工団地の土地の嵩上げ工事や高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備などを実施。

被災状況（気仙沼漁港）

防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等が壊滅。約1mの地盤沈下により、満潮時には、漁港及び水産加工団地へ海水が流入し、冠水。

荷さばき所の被害状況



浸水した荷さばき所背後



倒壊した岸壁



復旧・復興の取組（気仙沼漁港）

南気仙沼地区と鹿折地区の一部を水産加工施設等の集積地として整備するため、嵩上げ工事を実施（平成26年3月完了）。

主要な陸揚岸壁について、水産庁が代行工事を実施（平成26年5月完了）。

高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備（平成31年4月供用開始）。

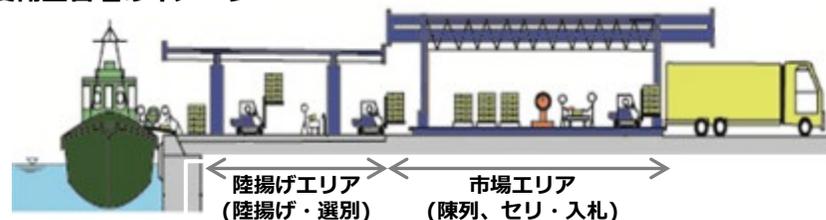


嵩上げた集積地（南気仙沼地区）、復旧した岸壁及び完成した荷さばき所



荷さばき所の内部写真

漁港の高度衛生管理のイメージ



震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援

震災からの速やかな復興のため、「漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業復興支援事業、がんばる養殖復興支援事業）」を創設。

震災前以上の収益性の確保等を目指す漁業者等の取組を支援。

【復興計画の認定状況】

令和5年9月末時点：認定134件（漁船漁業：290隻及び30ヶ統、養殖業：981経営体）

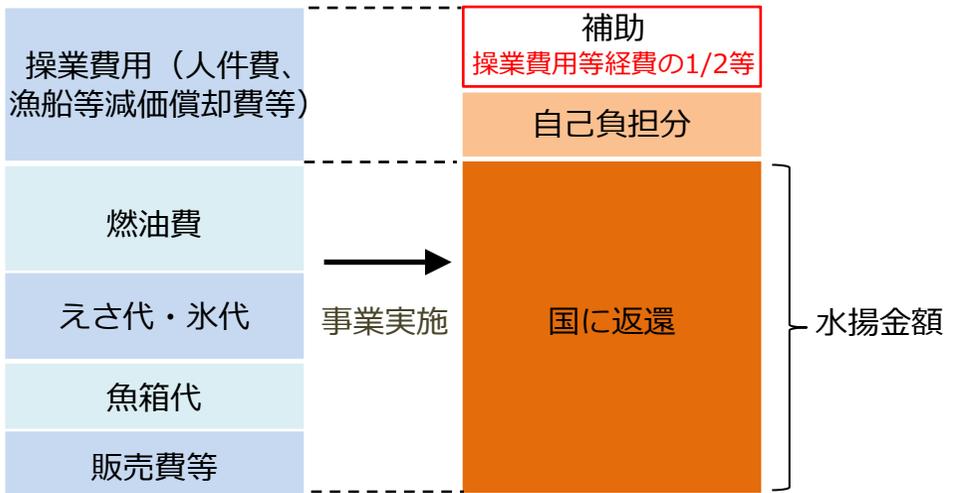
令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）の執行額：89億円

漁船漁業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】

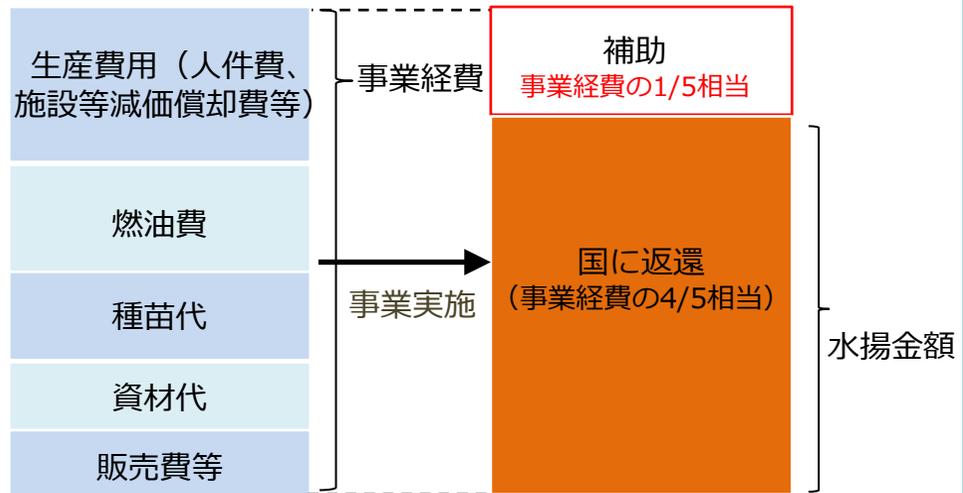


養殖業の場合

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、被災した養殖業者の経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等に必要な経費（人件費、燃油費、種苗代等）を支援。

【事業のイメージ】



漁業・養殖業復興支援事業 復興計画認定状況

青森県

【漁船漁業】 認定3件(1隻及び2ヶ統)

平成23年	1件(八戸市)
平成24年	1件(八戸市)
平成25年	1件(八戸市)

岩手県

【漁船漁業】 認定11件(6隻及び7ヶ統)

平成23年	1件(大船渡市)
平成24年	3件(宮古市・釜石市・大槌町・大船渡市)
平成25年	5件(宮古市・釜石市・山田町・田野畑村・大船渡市)
平成27年	1件(大船渡市)
平成28年	1件(宮古市・釜石市)

【養殖業】 認定41件(493経営体)

平成24年	32件(宮古市・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市)
平成25年	7件(山田町・釜石市・大船渡市)
平成26年	2件(大船渡市)

千葉県

【漁船漁業】 認定2件(3ヶ統)

平成24年	2件(銚子市・九十九里町)
-------	---------------

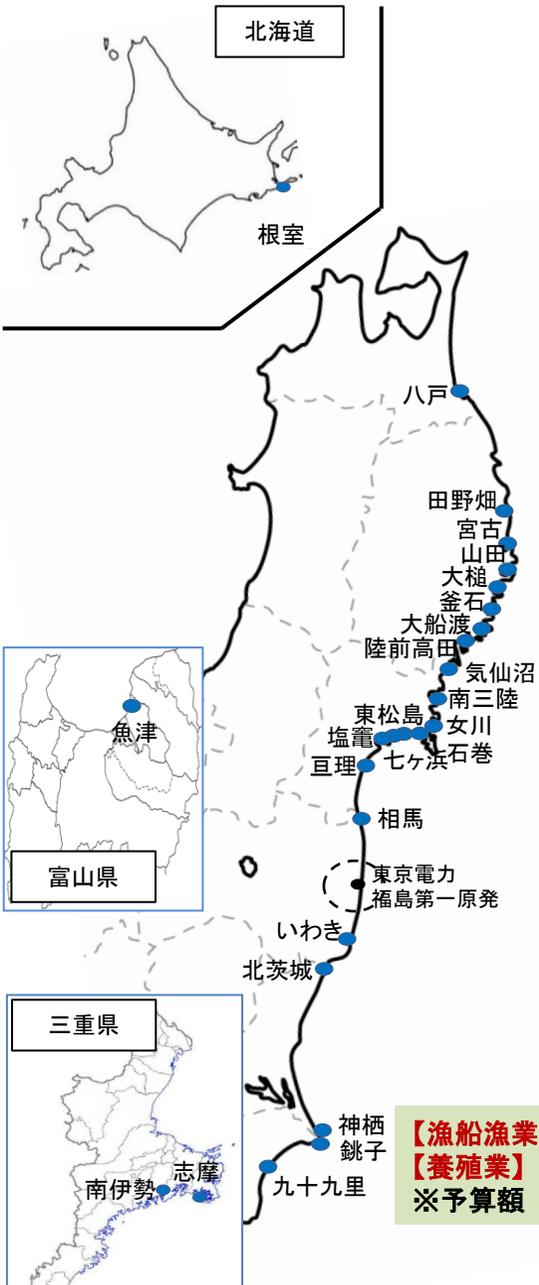
その他

【漁船漁業】 認定4件(10隻)

平成23年	1件(北部太平洋大中型まき網・全体計画)
平成24年	2件(全国さんま棒受網・全体計画、北海道根室市)
平成27年	1件(富山県魚津市)

【養殖業】 認定2件(19経営体)

平成24年	1件(三重県志摩市)
平成25年	1件(三重県南伊勢町)



宮城県

【漁船漁業】 認定23件(109隻及び1ヶ統)

平成23年	4件(気仙沼市・女川町)
平成24年	8件(石巻市・気仙沼市・女川町・亶理町)
平成25年	1件(石巻市)
平成26年	1件(石巻市)
平成27年	4件(気仙沼市・女川町・石巻市)
平成28年	2件(気仙沼市・女川町)
令和2年	1件(石巻市・塩竈市・女川町)
令和5年	2件(石巻市・塩竈市・女川町)

【養殖業】 認定32件(469経営体)

平成23年	1件(東松島市)
平成24年	26件(気仙沼市・南三陸町・女川町・石巻市・東松島市・塩竈市・七ヶ浜町・亶理町)
平成25年	4件(南三陸町・女川町・石巻市)
平成26年	1件(南三陸町・女川町・石巻市)

福島県

【漁船漁業】 認定9件(164隻、6ヶ統)

平成23年	2件(いわき市)
平成28年	1件(いわき市)
令和元年	3件(相馬市・いわき市)
令和4年	1件(相馬市)
令和5年	2件(相馬市・いわき市)

茨城県

【漁船漁業】 認定7件(11ヶ統)

平成23年	1件(神栖市)
平成24年	2件(北茨城市・神栖市)
平成26年	1件(北茨城市)
平成27年	3件(北茨城市・神栖市)

【漁船漁業】 認定59件、290隻及び30ヶ統
【養殖業】 認定75件、981経営体
 ※予算額 818億円(平成23年度3次補正)106億円(平成24年度当初)

(令和5年9月末時点)

**②福島県における
原子力災害からの復旧・復興
(農業)**

原子力発電所事故による避難指示区域の見直しについて

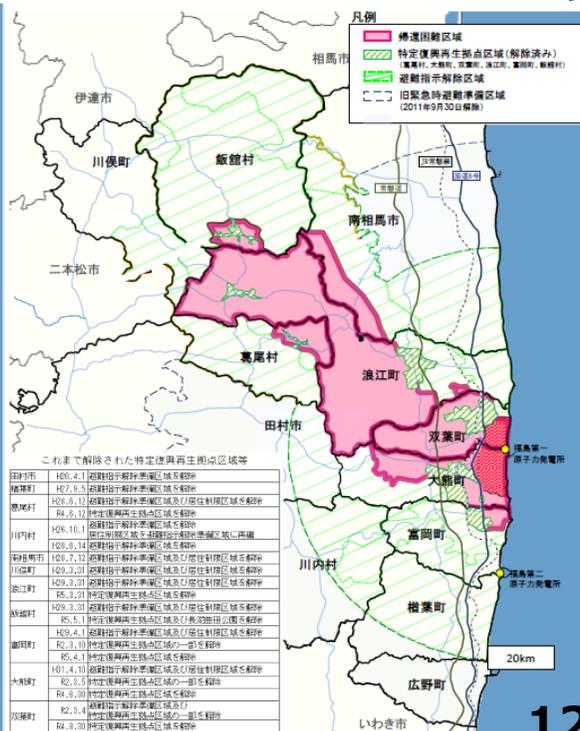
○ 平成23年12月以降、市町村ごとに順次「避難指示区域」の見直し等を実施。川俣町の区域見直し（平成25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて区域見直しが完了。これまでに以下の市町村で避難指示区域が解除。

- 平成26年4月1日：田村市（避難指示解除準備区域を解除）
- 平成27年9月5日：楡葉町（避難指示解除準備区域を解除）
- 平成28年6月12日：葛尾村（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成28年6月14日：川内村（避難指示解除準備区域を解除）
- （平成26年10月1日 一部地域で避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）
- 平成28年7月12日：南相馬市（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成29年3月31日：川俣町、飯館村、浪江町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成29年4月1日：富岡町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）
- 平成31年4月10日：大熊町（居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除）

- 令和 2年3月4日：双葉町（特定復興再生拠点区域の一部解除、避難指示解除準備区域を解除）
- 令和 2年3月5日：大熊町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
- 令和 2年3月10日：富岡町（特定復興再生拠点区域の一部解除）
- 令和 4年6月12日：葛尾村（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 4年6月30日：大熊町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 4年8月30日：双葉町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 5年3月31日：浪江町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 5年4月1日：富岡町（特定復興再生拠点区域を解除）
- 令和 5年5月1日：飯館村（特定復興再生拠点区域及び特定復興再生拠点区域外を解除）

平成25年8月
（区域見直しの完了時点）

令和5年5月
（飯館村の特定復興再生拠点区域避難指示解除時点）



「避難指示区域の概要」

区域名	概要
帰還困難区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50ミリシーベルトを超える地域
特定復興再生拠点区域	市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す）
避難指示解除準備区域	避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

現地のお場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壌の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例	
～5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培(※)、 表土の削り取り(未耕起圃場) (※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。)	 反転耕(畑、水田、牧草地)	 移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去	 表土の削り取り(畑、水田、牧草地)	 水による土壌攪拌・除去(水田)
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り		
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、芝・牧草のはぎ取り	 固化剤を用いた削り取り	 芝・牧草のはぎ取り

農地・森林を計画的に除染

福島県内の農地・森林について、国直轄除染地域（除染特別地域*¹）は環境省が、市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）は市町村等が除染実施計画に基づき除染を実施し、平成30年3月19日までに帰還困難区域を除く全ての面的除染が完了。除去土壌等については中間貯蔵施設への搬入が計画的に実施されており、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する方針。

福島県内の農地・森林の除染実施状況

- 国直轄除染地域（除染特別地域）
平成28年度末に、帰還困難区域を除き完了
- 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）
平成29年度末に完了

福島県における除去土壌等の処理（イメージ）

除染に伴う土壌・廃棄物の発生

現場保管・仮置場

焼却可能なものは焼却して減容化

中間貯蔵施設

再生利用・最終処分



- 中間貯蔵施設用地の取得状況（令和5年9月末時点）

全体面積	契約済面積	割合
約1,600ha	約1,287ha	約80%

- 中間貯蔵施設への搬入状況（令和5年9月末時点）

輸送対象物量	搬入量	割合
約1,400万m ³	約1,362万m ³	約97%

*¹田村市、楡葉町、川内村、大熊町、葛尾村、川俣町、双葉町、飯舘村、富岡町、浪江町、南相馬市%

原子力被災12市町村の営農再開の状況

避難指示解除の時期や帰還状況（居住率）により、市町村の営農再開割合に差が出ており、特に帰還困難区域がある町村の営農再開に遅れ。

市町村名	避難指示解除時期	居住率(居住者数) (令和5年3月)	営農再開の状況			
			営農休止面積 (ha)	再開面積 (令和5年3月) (ha)	再開割合 (%)	【参考】 休止面積のうち帰還困難区域内の面積 (ha)
広野町	—	90% (4,209人)	269	229	85.1	0
田村市都路地区	H26.4.1	86% (199人)	893	534	59.7	0
川内村	H26.10.1	83% (1,965人)	605	357	59.0	0
檜葉町	H27.9.5	65% (4,296人)	585	414	70.8	0
葛尾村	H28.6.12	37% (487人)	398	117	29.3	23
南相馬市全域	—	94% (53,702人)	7,289	4,753	65.2	0
うち小高区	H28.7.12	61% (4,330人)	2,581	633	24.5	0
川俣町山木屋地区	H29.3.31	50% (330人)	375	237	63.2	0
飯舘村	H29.3.31	31% (1,503人)	2,330	738	31.7	99
浪江町	H29.3.31	13% (1,964人)	2,034	409	20.1	707
富岡町	H29.4.1	18% (2,087人)	861	205	23.8	122
大熊町	H31.4.10	5% (487人)	936	21	2.3	810
双葉町	R2.3.4	-% (23人)	723	1	0.1	611
合計			17,298	8,015	46.3	2,372

- ・居住率(居住者数)の対象区域は、田村市(都路地区一部)、川俣町(山木屋地区))、それ以外は全域。
- ・営農休止面積は2010年世界農林業センサスより整理。
- ・再開面積は福島県調べ。小数点以下を四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- ・再開割合は営農再開面積(R5.3)／営農休止面積。帰還困難区域内の面積には、特定復興再生拠点区域内の農地を含む。

原子力被災12市町村の営農再開の状況

市町村	水稻	畑作物、野菜、工芸作物、果樹	花き、花木	畜産	飼料作物
広野町	・作付再開(26年度～) [186ha]	・出荷制限解除(野菜:23年11月) ・小麦:4.8ha、大豆:0.9ha、そば:3.3ha、たまねぎ:0.2ha、キャベツ等:2.4ha、パナナ:0.1ha、ブルーベリー:0.2ha等	・きくの販売(25年度～)、小ぎく等の実証栽培・販売(26年度～) ・トルコギキョウ等:0.4ha	・原乳の出荷制限解除(23年10月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(1戸)、肉用牛肥育(1組織)	・飼料作物:4.2ha
田村市(都路町)	・作付再開(26年度～) [230ha]	・出荷制限解除(野菜:25年3月) ・赤そば:0.9ha、えごま:0.3ha、トマト:0.7ha、ピーマン:0.4ha、ギンナン:0.1ha等	・りんどうの実証栽培(27年度)、販売(28年度～) (※現在、栽培実績なし)	・水田放牧実証試験(29年:肉用牛) ・原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(32戸、2組織)、肉用牛肥育(1組織)、養豚(1組織)、養鶏(1組織)	・実証栽培(27年:牧草22a) ・飼料作物:21.8ha
川内村	・作付再開(26年度～) [212ha]	・出荷制限解除(野菜:27年2月) ・小麦:0.4ha、そば:49.8ha、加工用トマト:0.7ha、えごま:8.8ha、リフレタス:1ha、たらの芽:6.1ha、醸造用ぶどう:4ha、ハウスぶどう:0.9ha等	・トルコギキョウの実証栽培・販売(25年度～)、りんどうの実証栽培(26年度)・販売(27年度～) ・りんどう:0.3ha、トルコギキョウ:0.2ha等	・原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(8戸)、酪農(1戸)、養豚(1組織)、養鶏(1戸)	・実証栽培(26年:牧草30a、27年:牧草30a) ・飼料作物:21.8ha
楡葉町	・作付再開(29年度～) [310ha]	・出荷制限解除(野菜:27年2月) ・かんしょ:4.7ha、たまねぎ:3.7ha、トマト:1ha、ゆず:0.7ha、たらの芽:0.2ha等	・トルコギキョウ等の実証栽培・販売(27年度～) ・トルコギキョウ・ストック:0.5ha、ユウカリ:1.8ha等	・肉用牛の飼養実証(28年:1戸)、乳用牛の飼養実証(28年:1戸)、原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(3戸、1組織)、酪農(1組織)	・実証栽培(26年:牧草30a、27年:牧草30a) ・飼料作物:37.0ha
葛尾村	・作付再開(30年度～) [60ha] 特定復興再生拠点区域:試験栽培(R3年度～)	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:28年3月)、特定復興再生拠点区域で出荷制限解除(野菜:R4年4月) ・小麦:0.1ha、大豆:2.6ha、そば:15.4ha、ピーマン:0.3ha、ハウスぶどう:0.1ha等	・トルコギキョウの実証栽培・販売(29年度～)、コチヨウランの栽培・販売(30年度) ・小ぎく:0.4ha、コチヨウラン:0.2ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(28年12月)、乳用牛の飼養実証(30年:1戸)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月) ・和牛繁殖(14戸、2組織)、肉用牛肥育(2組織)、酪農(1組織)、養鶏(1戸、2組織)、めん羊(1戸、1組織)、山羊(1組織)	・実証栽培(26年:牧草8a、27年:牧草8a) ・飼料作物:20.3ha
南相馬市(小高区)	・作付再開(鹿島区、原町区:26年度～、小高区:27年度～) [329ha]	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:28年3月、うめ:R2年2月、大豆:27年10月) ・小麦:2.4ha、大麦:2ha、大豆:108.5ha、なたね:15ha、たまねぎ:2.9ha、プロッコリー:52.3ha、醸造用ぶどう1ha、うめ:7ha等	・カスミソウの実証栽培・販売(小高区、28年度～)、小ぎくの販売(小高区、29年度～) ・小ぎく:0.4ha、トルコギキョウ:0.1ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(28年12月)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月) ・和牛繁殖(1戸)、養豚(1組織)、養鶏(1戸)、めん羊(1組織)	・実証栽培(26年:飼料作物10a、27年:飼料作物22a) ・飼料作物:90.7ha
川俣町(山木屋地区)	・作付再開(R1年度～) [71ha]	・出荷制限解除(野菜:28年3月) ・小麦・ライ麦:0.6ha、そば:10.2ha、こんにやくいも:0.3ha、ねぎ:0.8ha、ミニトマト:0.6ha、ブルーベリー:0.6ha、加工用ぶどう:0.9ha等	・トルコギキョウの実証栽培(25年度)・全農家で栽培再開(26年度～)、りんどうの実証栽培(26年度)・販売(27年度～)、アンズリウムの栽培(30年度) ・トルコギキョウ:1.9ha、アンズリウム:0.6ha等	・肉用牛の飼養実証(28年:2戸)、乳用牛の飼養実証(29年:1戸)、原乳の出荷制限解除(山木屋地区)(30年3月)、牛肉の出荷制限解除(31年3月) ・和牛繁殖(1戸)、乳用牛育成(1戸)、養豚(1組織)、養鶏(1組織)	・実証栽培(28年:飼料作物80a) ・飼料作物:150.6ha
飯館村	・作付再開(30年度～) [203ha]	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:29年3月) ・小麦:2.2ha、大麦:2.0ha、大豆:8.3ha、そば:91.4ha、なたね:13.8ha、えごま:2.4ha、種子用ばれいしよ:1.5ha、かぼちゃ:1.5ha、いちご:0.4ha、ブルーベリー・ナツハゼ:1.8ha、ギンナン:0.6ha等	・小ぎくの実証栽培・販売(29年度)、カスミソウ・トルコギキョウ等の販売(29年度～) ・きく(小ぎくを含む):1.0ha、トルコギキョウ:0.7ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月) ・和牛繁殖(10戸、1組織)、乳用牛育成(1組織)、養豚(1組織)、養鶏(1戸、1組織)	・飼料作物:92.7ha
浪江町	・作付再開(R1年度～) [231ha]	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:29年3月) ・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R3年度～) ・大豆:10.8ha、小豆:0.5ha、そば:37.2ha、なたね:17.2ha、えごま:8.7ha、たまねぎ:15.1ha、ねぎ:14.3ha、ぶどう:0.1ha等	・トルコギキョウの販売(26年度～)、ユウカリの販売(30年度)、カキツバタ・コウホネ・水仙の実証栽培(30年度) ・トルコギキョウ等:3.9ha、花木:2.9ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月) ・養鶏(1戸)	・実証栽培(27年:飼料作物、牧草20a、28年:牧草30a)
富岡町	・作付再開(R1年度～) [86ha] ・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R4年度～)	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:29年3月) ・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R3年度～) ・小麦:1.4ha、大豆:9ha、そば:20ha、なたね:25ha、たまねぎ:11ha、アスパラガス:0.1ha、パッションフルーツ:0.1ha、醸造用ぶどう:1.8ha等	・トルコギキョウ・ストック等:0.3ha、ユウカリ:0.2ha等	・原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)、牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月)	・実証栽培(28年:飼料作物12a)
大熊町	・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R2年度～) ・旧居住区域:全量生産出荷管理(R4年度～) [11ha]	・避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除(野菜:29年3月) ・大豆:6.5ha、かんしょ:0.3ha、えごま:0.2ha、いちご:2ha、しょうが:1ha等	-	・牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月)	-
双葉町	・特定復興再生拠点区域:試験栽培(R3年度～) R4年度は試験栽培中止	・特定復興再生拠点区域で出荷制限解除(野菜:R4年4月) ・プロッコリー:0.6ha	-	・牛肉の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(31年3月)	-

資料:米、野菜、果樹、畑作物、工芸作物、花き、花木、畜産及び飼料作物の作付面積(戸数)は、東北農政局震災復興室だよりを基に震災復興室作成
注:作付面積、飼養戸数は、令和4年度(4年度)である。

原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備

原子力被災12市町村の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を実施。

県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。

農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

これまでの主な取組

農業用施設等の復旧

- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施し、8 機場全て完了。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」では大柿ダムの復旧を完了し、幹線用水路等について復旧工事を実施中。
- 農地海岸*1については、帰還困難区域の3地区を除いて復旧工事が完了。



*1農地海岸とは背後地の農地を保全するための海岸施設。

凡例

- 帰還困難区域
- ▲ 排水機場
- 農地海岸
- 大柿ダム



(令和4年1月末時点)

排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

- 農地整備*2については、農業者の帰還を促しつつ、県が事業主体となり整備要望の約8割に着手、うち約5割で整備を完了する見込み。

農地の整備状況

(農地整備対象面積は整備済と整備予定の合計で約4,460ha)

整備済	整備予定
2,120ha (48%)	2,340ha (52%)

(令和5年3月末時点)

◇馬場西地区(南相馬市)◇



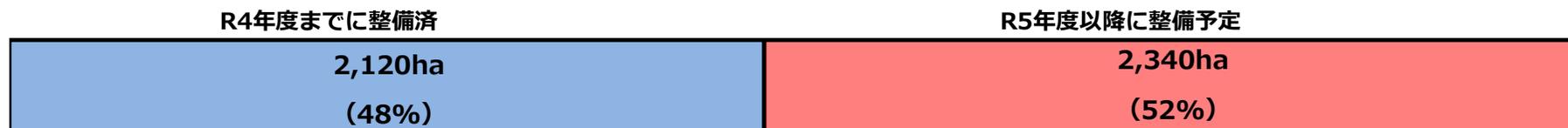
*2農地整備の主な内容は大区画化等。

原子力被災12市町村の農地の整備状況

- 原子力被災12市町村の営農休止面積17,298haのうち、農地整備対象面積（整備済と整備予定の合計）は約4,460ha。令和4年度末までに2,120ha（48%）が整備済。
- 避難指示区域※¹は避難指示区域以外の区域※²に比べて、令和4年度までに完了した面積の割合が小さい。

農地の整備状況

原子力被災12市町村全体（農地整備対象面積 約4,460ha）



原子力被災12市町村のうち、

避難指示区域※¹（農地整備対象面積 約2,110ha）



避難指示区域以外の区域※²（農地整備対象面積約2,350ha）



※¹：福島第一原子力発電所から半径20km圏内等の過去に避難指示が出された区域及び帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域
南相馬市の一部、田村市の一部、川内村の一部、川俣町の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、葛尾村、飯館村

※²：避難指示区域以外の、緊急時に屋内退避や避難が可能な準備が常に必要とされた旧緊急時避難準備区域、その他の営農が休止された区域
南相馬市の一部、田村市の一部、川内村の一部、広野町

※ 農地整備の主な内容は大区画化等

※ 農地整備対象面積は福島県からの聞き取りによる

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。令和5年3月末時点で対策対象ため池993箇所のうち、851箇所において対策完了。

福島県のため池調査結果

水質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、¹³⁴Cs、¹³⁷Csともに1Bq/L

底質の放射性セシウム濃度 (平成26年度)

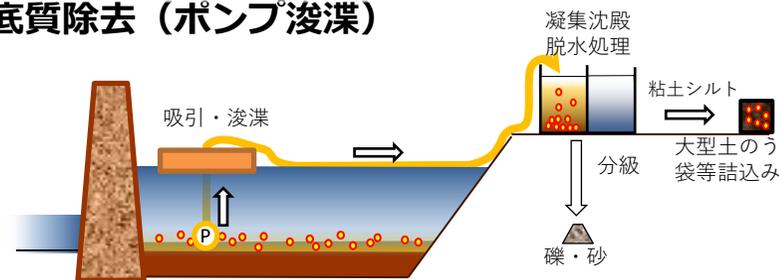
乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
			避難指示解除準備		居住制限・帰還困難	
～1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超～8千以下	1,449	55%	94	57%	20	14%
8千超～10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超～	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低～最高 (Bq/kg)	<20～222,000		13～69,000		150～690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

ため池の放射性物質対策工法の例

放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。

①底質除去 (ポンプ浚渫)



貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

②底質除去 (バックホウ掘削)

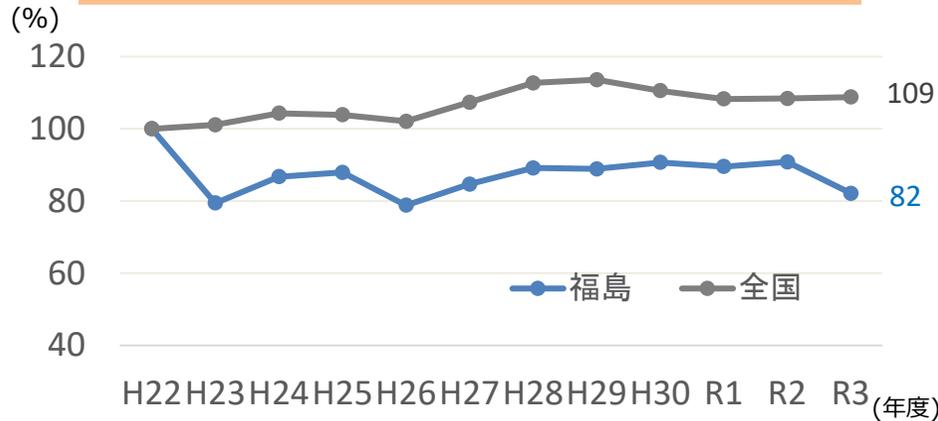


落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込み。

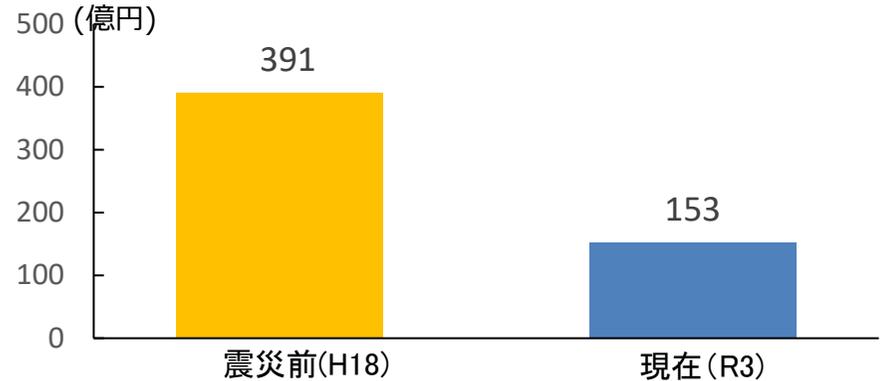
福島県の農業の現状

- ・ 農業産出額は、県全体では震災前の約9割まで回復しているが、12市町村では、震災前の約4割に留まっている。
- ・ 原子力被災12市町村における令和7年度末の営農再開目標10,000haに対する進捗は80%（令和4年度末時点）。
- ・ 福島県産農産物の輸出量の大半を占める米は、令和4年度は3年度に比べて減少しているが増加傾向。

○【福島県と全国の農業産出額の推移（H22年比）】



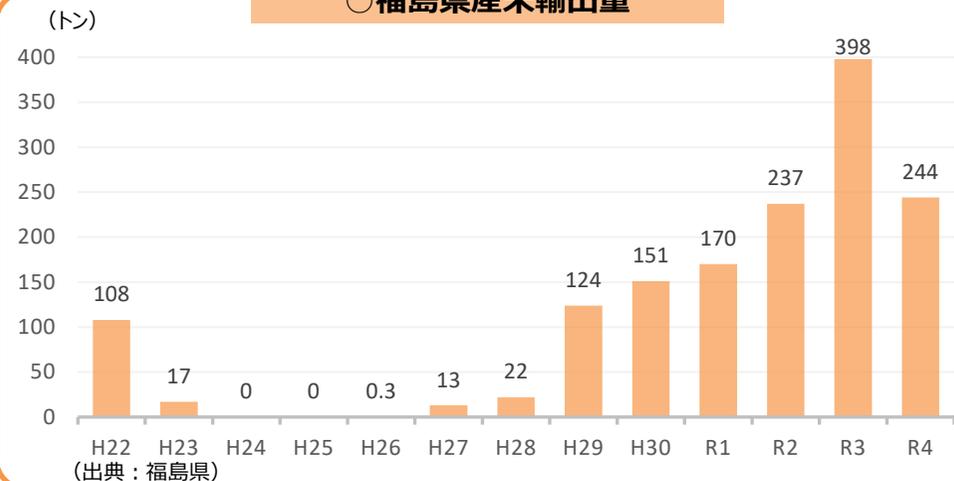
○農業産出額（原子力被災12市町村）



○営農再開面積の推移（原子力被災12市町村）



○福島県産米輸出量



原子力被災12市町村の農業者訪問の取組

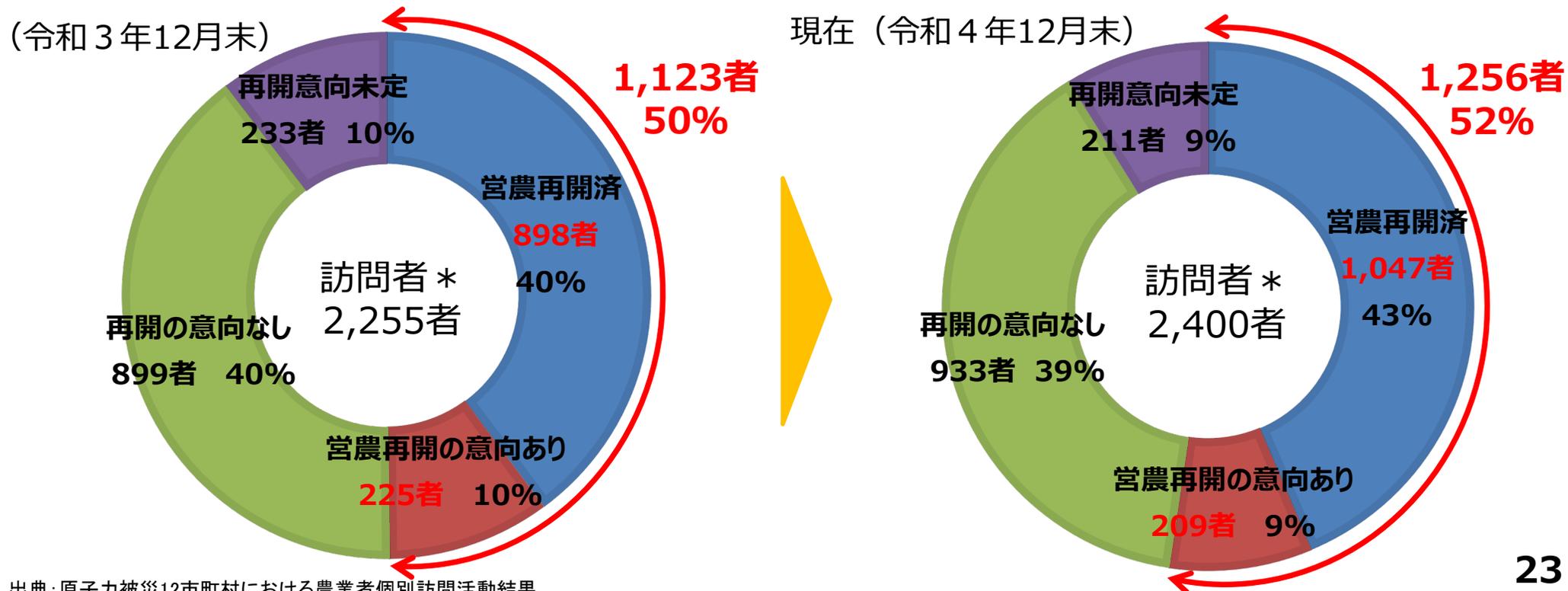
被災12市町村の営農再開に向けて、農業者を個別に訪問し、営農再開意向や要望の把握、支援策の説明を実施。

	認定農業者訪問（平成28年7月～11月）	農業者訪問（平成29年4月～令和4年12月）
対象	認定農業者522者	農業者2,400者（認定農業者以外が中心）
訪問結果の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は444者（訪問した農業者全体の85%）・ 営農再開に向けた主な意見・要望は、<ol style="list-style-type: none">①個人や小規模でも対象となる補助事業の創設②風評対策や販路の確保への支援③担い手不足や雇用労働力の確保の支援④集落営農への支援⑤ほ場整備やパイプラインの整備等への支援	<ul style="list-style-type: none">・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、1,256者（訪問した農業者全体の52%）・ 営農再開済みの農業者の主な課題は、農業機械・施設の導入、販路や販売単価の確保・ 未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、用排水路の復旧・ 再開意向のない者のうち、今後出し手となる意向のある者は71%

原子力被災12市町村の農業者の営農再開状況及び意向

- 福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ※は、被災された農業者への訪問活動と支援の取組を実施。 ※東北農政局、福島県及び公益社団法人福島相双復興推進機構で構成。
- 平成29年4月から令和4年12月にかけて訪問した農業者2,400者のうち、営農再開済み、または再開の意向のある方は、前年末より133者増加し、1,256者（訪問者2,400者の約5割）。
官民あがて、地域・集落単位での営農再開や販路拡大の取組を強化したことが増加につながった。
- 再開意向のない農業者の多くは、農地の貸出等の意向はあることから、担い手に農地を引き継げるよう継続して支援が必要。新たな参入企業等の確保に向け参入可能な農地へのマッチング等を実施。

【営農再開意向】 * 訪問した農業者のうち訪問結果の公表に同意いただいた方



- 福島県やJA福島中央会との意見交換を実施し、課題やニーズを把握。
- また、原子力被災12市町村を東北農政局が巡回し、各首長等と意見交換を実施し、地元の課題やニーズをきめ細やかに把握。

福島県及びJA福島中央会との意見交換

- 福島県及びJA福島中央会ともに、第一に地元の担い手の育成、次に外部（法人を含めて）の担い手の参入が必要との意見（現行の帰還事業の継続は必須）
- 市町村行政に農業の専門家が不足（サポート体制の構築が必須）。
- 農業者に対して、具体的なビジョンやモデルを示すことが必要。広域ビジョン作成等の横連携も必要。
- 双葉地区は特に、兼業農家等が多く、農地の集積や担い手の確保が重要。
- 農業労働力の確保が困難で住宅問題や賃金の補填の問題への対応が必要。
- 農林水産業の再開には、風評被害対策も重要。

原子力被災12市町村との意見交換

（直近では、令和5年7月・8月に巡回）

- 被災地向けの事業について、復興創生期間以降も継続して欲しい。
- 担い手、後継者の不足解消のため、外部からの参入を検討しているが、農地の確保に苦慮している。
- 米の生産だけでなく、高収益作物への転換・生産が課題となっている。
- 整備予定の農産物加工施設への農作物供給に向け、生産体制を確立していきたい。
- 農地集積について、現地コーディネーターの力を借り、農地中間管理事業を活用して進めていきたい。
- スマート農業などにより、若者が魅力を感じる効率的にかつ高品質な生産ができる農業を作ることが必要。
- 農地の整備やプランニング等の推進にあたり、人的支援を継続して欲しい。
- 移住定住の支援と併せた新規就農や農の雇用の場を増やし営農再開を拡大したい。
- 農業者の所得確保を目指し、付加価値を高める6次産業化を進めていきたい。

原子力被災12市町村を 取り巻く状況と課題

- 営農休止面積17,298haのうち、営農再開した面積は8,015ha（約5割）
- 被災12市町村の農業産出額は震災前の約4割
- 「営農再開の意向なし」と回答する方は約4割、「未定」を加えると約5割となっており、地域外も含めた担い手の確保が必要
また、「意向なし」又は「未定」である農業者のうち、「農地の出し手となる意向あり」と回答した農業者は約7割であり、担い手とのマッチングが必要
- いくつかの市町村では、営農再開を支援する職員の不足。
- 加工用野菜の需要への対応など、消費者や実需者のニーズや販売先を見据えた生産体制の構築が必要

○ 農業者が安心して、速やかに営農を再開できるよう一連の支援を継続

除染後農地の保安全管理から作付実証、農業用機械・施設の導入支援など、一連の支援をきめ細かく実施。



○ 大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開に向けた支援

1. 被災地方公共団体への人的支援と各関係機関との連携強化

- 令和2年4月より、農林水産省から常駐職員を被災12市町村へ派遣
- 福島県、市町村、福島相双復興推進機構、農協等が連携し、市町村の行う営農ビジョンの作成、地域計画等の土地利用調整等の取組推進

2. 農地の大区画化、利用集積の加速化

- **改正福島特措法（令和3年4月施行）**によって、下記制度を新設
 - ・ 市町村に代わって、**福島県が、農地集積の計画を作成・公告できる**
 - ・ 農地バンクを活用して、農地の共有者の過半が判明していない農地も含め、**担い手への権利設定等を行うことができる**
- あわせて、農地集積・集約化の取組強化のため、12市町村を対象に**農地バンクの現地コーディネーターを配置**

3. 生産と加工が一体となった広域的な高付加価値産地の展開

- 現地に呼び込んだ食品加工メーカー等の実需者等に対し**農産物を供給する産地を、市町村を越えて広域的に創出**する際の施設整備等を支援

4. 先端技術の現場への実装に向けた研究開発・現地実証の推進

- 福島イノベーションコースト構想に基づき、**ICT技術やロボット等**を活用した先端技術の開発
- 新たに現場で直面している課題の解消に資する**現地実証等**の取組を推進

- 福島県営農再開支援事業、被災地域農業復興総合支援事業、原子力被災 12 市町村農業者支援事業により、農業関連インフラの復旧、除染後農地等の保安全管理から作付実証、農業用機械・施設等の導入支援、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

農地除染

(帰還困難区域以外は完了)

	田村市	楡葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

営農再開に向けた 条件整備

営農再開

- ◆ **農地、農業水利施設等のインフラ復旧**
 - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
 - ◆ **除染後農地等の保安全管理 - ※**
 - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保安全管理に対して支援
 - ◆ **鳥獣被害防止対策 - ※**
 - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
 - ◆ **営農再開に向けた作付実証 - ※**
 - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援
 - ◆ **管理耕作 - ※**
 - 避難等により営農再開が見込めない農地の受託組織等による管理耕作（営農再開としてカウント）に対して支援
 - ◆ **放射性物質の吸収抑制対策 - ※**
 - カリ質肥料の施用の実施を支援
 - ◆ **農業用機械・施設等の導入支援**
 - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
 - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- 新たな農業への転換**
- 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

令和5年度予算額

- ・ 福島県営農再開支援事業 - ※
 予算総額362億円（基金事業）
- ・ 被災地域農業復興総合支援事業
 予算総額602億円の内数
- ・ 原子力被災12市町村農業者支援事業
 予算総額87億円（基金事業）

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組み中。

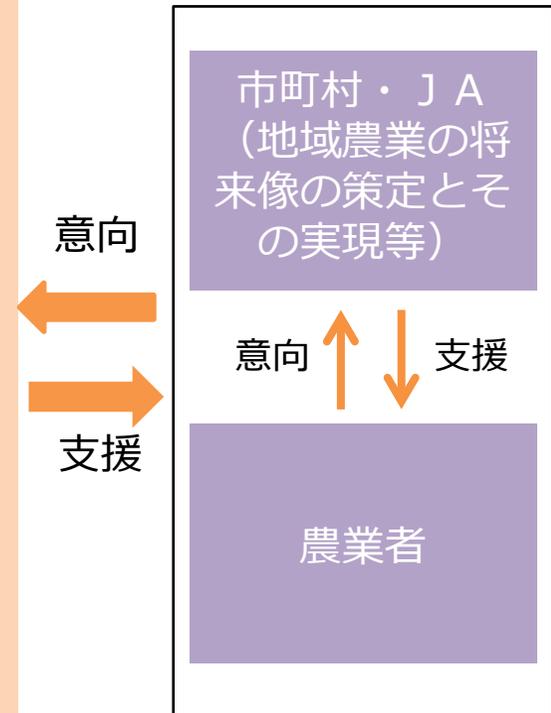
福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ （平成27年8月発足、平成29年4月体制強化）

◆ 体制

- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、（公社）福島相双復興推進機構（営農再開担当）が一体的にグループを形成

◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援



- 営農再開を加速するため、令和2年4月から原子力被災12市町村に対し、農政局からの職員を基本に、**1名ずつ派遣**。
また、地域の実情等を踏まえ、双葉町と飯館村に、農業土木職員を出向。（合計13名）
- 技術職員5名等からなる**サポートチーム（14名）**を設置。令和3年4月から富岡町に事務所を集約。

市町村担当チーム

担当職員を配置し、営農再開のビジョン作りから具体化までを推進

農林水産省

- 営農再開を加速化するため、農政局からの職員を基本に、1名ずつ職員を派遣
（南相馬市は出向。ほかは駐在）。
- 基盤整備について、上記とは別に、地域の実情等を踏まえ、双葉町と飯館村に、農業土木職員を派遣（出向）。

福島県

市町村農業担当職員

JA（JA福島さくら、JAふくしま未来）

農地利用最適化推進委員

サポートチーム

必要に応じたオンサイトサポートを実施

農林水産省（課題に応じ、対応できる人員を配置）

- 技術職員（農学、農業土木）5名等からなる**合計14名**のチームを構成。令和3年4月から富岡町に事務所を集約。
- さらに、畜産、用地、農地中間管理機構、農業土木の知識を有する職種の東北農政局本局職員4名を兼務させて配置。

福島県農林事務所（事業担当及び普及担当）

JA

福島相双復興推進機構

支援

甘しょの作付拡大、特産品開発の推進（檜葉町）

- ・檜葉町では、県外企業の協力を得て、甘しょの産地化にチャレンジ。
- ・派遣職員は、JAの甘藷生産部会設置を契機に新たな生産者の掘り起こしと収量アップに参画し、令和5年は45名（23ha）が栽培し、町全体で57haまで作付面積を拡大。
- ・檜葉町特産品開発センターを活用した甘しょやゆず、米粉を使用した特産品開発を推進。



令和4年度に整備した檜葉町特産品開発センター

ほ場整備の事業化と計画の見直し（川内村）

- ・川内村では、営農再開に向け、令和4年度から県営ほ場整備事業を実施中（6工区、面積約60ha）。
- ・派遣職員は、事業化に向け率先して協議・調整を進め事業採択に貢献。
- ・より効果的な事業となるよう河川敷等の地区編入を含めた事業計画の見直しを提案し、関係部局との調整を牽引。
- ・農家説明や事業推進委員等地元関係者への情報提供にも積極的に関与。



ほ場整備事業説明会の様子

営農再開ビジョンの具体化に向けた取組（大熊町）

- ・大熊町では、令和4年度からの本格的な営農再開に向けて、「営農再開ビジョン」を策定（令和4年3月公表）。
- ・派遣職員は、当該ビジョン策定のための委員会の立ち上げや運営等に携わるとともに、町主催の座談会の開催をサポートし当該ビジョンのとりまとめに貢献。
- ・当該ビジョンの実現に向けて、アンケート調査の取りまとめや、町内外の担い手との調整に尽力。



町主催の座談会の様子

人・農地プランから地域計画（広野町）

- ・広野町では、令和2年度から人・農地プランの実質化に向けた取組を実施。
- ・派遣職員は、農業者の意向確認や中心経営体へのヒアリングを行い、地区座談会での話し合いを取りまとめ、令和3年度までに全5地区のプラン実質化を実現し、町内全域での人・農地プランの作成を完了。
- ・現在は、農地中間管理事業の推進及び地域計画策定に向けた推進活動を実施中。



地区座談会の様子

地域営農の再開支援

【対象地域】

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、浪江町、富岡町
楡葉町、川内村、葛尾村、大熊町、双葉町、飯舘村

【経緯】

市町村、JA等と連携し、計画策定や人と農地のマッチングなどの支援を実施

【地域・集落単位での営農再開支援】

- ①担い手への農地集積等に係る業務の支援
- ②営農再開ビジョン等の検討に当たっての助言等支援
- ③農地集積の方針及び計画の策定支援に加え、意向確認等にかかる農業者訪問を支援
- ④地域営農の組織化支援
- ⑤新たな担い手の参入支援
- ⑥大規模化・スマート農業等、先駆的な事例創出による地域営農再生支援
- ⑦地域計画策定に向けた業務の支援
- ⑧営農再開に向けた意向確認等に係る農業者訪問の実施

農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

【営農再開に向けた要望・課題の確認と支援】

- ・補助金の活用支援
- ・栽培等の技術支援
- ・農産物の販路開拓支援
- ・畜産農家の経営支援

【販路拡大タイアップ事業の推進】

- ・外部専門家を活用した県内外の新規販路の紹介、宅配による飲食店等への直販、新商品開発、出荷にあたってのPOP等の販売ツールの作成等を支援
- ・地元スーパーの地場産品コーナーへの出荷の紹介
- ・ECサイト等を活用した販路の提案

【畜産農家への情報発信・ネットワーク構築】

- ・畜産セミナー開催
- ・先進地見学会の開催
- ・牧場設計現地検討会開催

- 楡葉町では、町、JA、福島相双復興推進機構及び県が連携して、まとまった農地の営農再開を支援。
- 引き続き関係機関が連携しながら営農再開を支援し、作付面積の拡大を目指す。
- 楡葉町の取組を優良事例として他の市町村に横展開し、営農再開を加速化。

○特徴

- ◆ 水稲作付推進会議（構成員：福島県、楡葉町、JA及び福島相双復興推進機構）を開催し、ビジョンと役割分担を共有。
- ◆ 楡葉町が主体となって、農地所有者の意向確認を実施。
- ◆ JAが、説明会の開催や諸手続きについての説明を実施。
- ◆ 福島相双復興推進機構が、個別訪問の実施や特定農作業受委託契約の説明を実施。
- ◆ 福島県が、営農上のアドバイスや活用できる事業の説明を実施。
- ◆ 楡葉町が水稲作付けの再開を図るため、福島再生加速化交付金を活用し、カントリーエレベーター等を整備（令和元年9月稼働）。令和4年度に福島再生加速化交付金を活用して、カントリーエレベーター内にGABA米生成装置を整備。



水稲作付け推進会議の様子



福島再生加速化交付金を活用したカントリーエレベーター

【楡葉町における営農再開の取組】

町が、農地所有者に対し、農地一筆毎の利用意向調査（アンケート）を実施

回答者

回答者の了解のもと、町からJAに回答者の個人情報を提供

未回答者

福島相双復興推進機構がアンケート未回答者を個別に訪問し、回収

- JAが回答者の個人情報をもとに、今後の農地利用の説明会を実施
- JAからコンサルに委託
- 福島相双復興推進機構が特定農作業受委託契約について説明

JAが、来年度作付する農地を一筆毎に確認し、契約書の交わし方を決定

- 特定農作業受委託契約の締結
- 福島相双復興推進機構が個別に訪問し、契約締結を支援

近年の取組で、水稲作付面積が拡大
平成30年度：58ha→令和元年度：175ha
→令和2年度：240ha→令和3年度：301ha→
令和4年度：310ha→令和5年度：320ha

大規模で労働生産性の著しく高い農業経営の展開

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 加えて、担い手不足が顕著、不在地主化が進んでいる条件の悪い農地、農業労働力の確保が困難な中で、**大規模で労働生産性の著しく高い農業経営**（土地利用型農業、管理型農業）を展開する必要。
- こうした農業経営の展開に向けては、一筆一筆の土地利用調整が必須であるため、関係機関が連携して**チームを編成**し、各市町村における地域の**農業ビジョン等の作成**を支援。

土地利用型農業と管理型農業を核とした営農再開

【従来】これまで行ってきた被災農業者への支援等によって
引き続き営農再開を推進

+

【今後】

○ 土地利用型農業

- ・生産から加工に至るまで、機械・施設の整備を支援
(企業による営農再開も対象)
- ・ロボットトラクタ、収穫コンバイン等のICTを活用した
大規模で労働生産性の著しく高い農業の実現

○ 管理型農業

自動で、温度、CO₂、水分等を管理できるICTを活用した花き栽培など
風評にも強い施設園芸等の横展開

福島県の農業の未来像



現在営農再開している事例のように、地域の農業ビジョン、地域計画等の土地利用調整が必須

各機関が連携

農林水産省

福島県

農地バンク

市町村

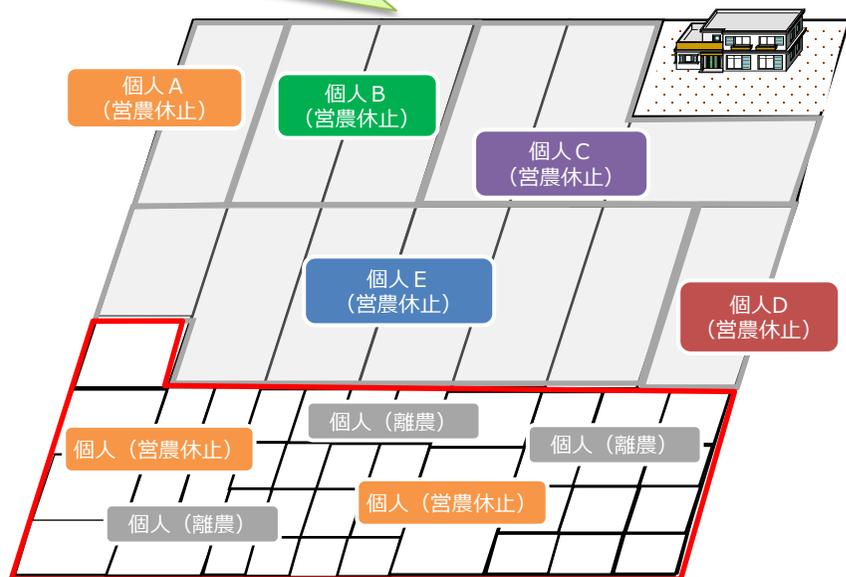
JA

福島相双復興推進機構

将来の担い手の確保（担い手の参入）

- 地域の実情を良く見極め、これまで行ってきた被災農業者への支援等によって引き続き営農再開を推進。その上で、外部からの担い手を考える必要。
- 外部の参入も含め、営農再開を進めていくためには、大区画化、区画の整形、排水条件の改善などの基盤整備と農地の集積が重要。

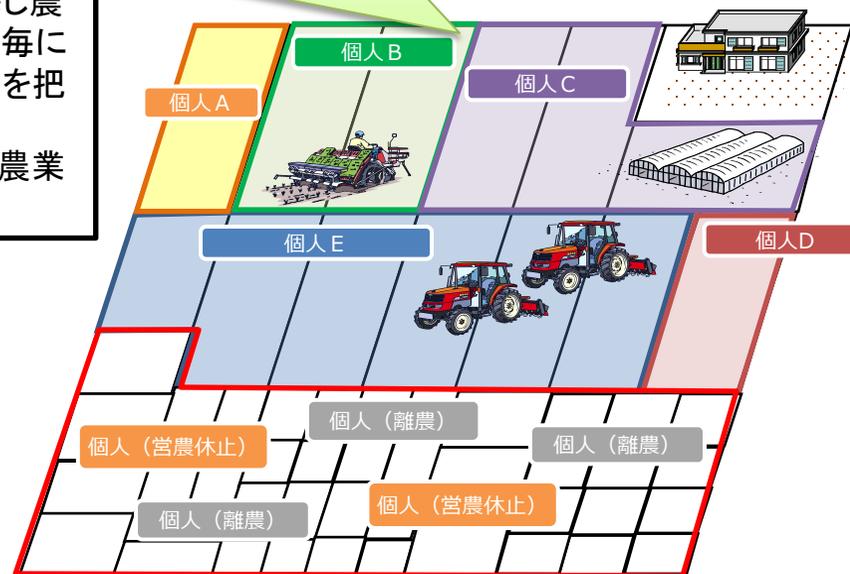
区画が大きい、区画が整っている、排水が良好など条件の良い農地



区画が小さい、排水が良くないなど条件が整っていない農地

- ◆ 市町村、農業委員会、JA、福島相双復興推進機構等が連携し農地所有者に一筆毎に農地の利用意向を把握。
- ◆ 営農再開を望む農業者を支援。

区画が大きい、区画が整っている、排水が良好など条件の良い農地は、地元の農業者が営農を再開。



外部から営農再開する農業者を呼び込むためには、基盤整備による農地条件の改善、農地の集積が重要。

- これまで行ってきた被災農業者への支援等によって、引き続き営農再開を推進。
- 条件不利地については地元農業者だけでは限界があることから、営農再開に向けて、外部の参入も念頭に、基盤整備による農地条件の改善、農地集積が必須。
- このため、農地の利用集積を促進する特例制度を創設し、地域において一体的に権利設定できる仕組みを導入するとともに、6次化施設の建設に向けた農地転用等の特例制度を措置（R3年4月）。

改正内容

(1) 農地の利用集積の促進（新たな担い手への対策）

住民の帰還意向が乏しく、農業の再開が困難と認められる地域において、**福島県が農用地利用集積等促進計画を作成・公告し、所有者の同意を得た上で、農地バンクを活用して、所有者不明農地も含めて地域において一体的に権利設定できる仕組みを導入。**

(2) 6次化施設の促進

(1) の計画に係る農地に6次化施設を建設する場合について、

- ① 農用地区域からの除外を可能とする農業振興地域の整備に関する法律の特例、
- ② 許可を受けることなく、優良農地（ほ場整備済みの農地など）の転用を可能とする農地法の特例を措置

(3) 農業委員会の事務の市町村への移管

市町村と農業委員会が合意した上で、農業委員会の事務を市町村に移管できるよう措置。

農用地利用集積等促進事業（農地の利用集積の促進）

農業の担い手や市町村の職員が不足する避難解除等区域等において、農地の利用集積を一層促進し、担い手を呼び込む観点から、

- 福島県が、農地集積の計画（県計画）を作成・公告、
- 農地バンクを活用して所有者不明農地も含め、農地の賃借権等の設定を行うことができる制度を新設（令和3年度）。

活用実績・活用事例

【活用実績】

県計画の作成状況

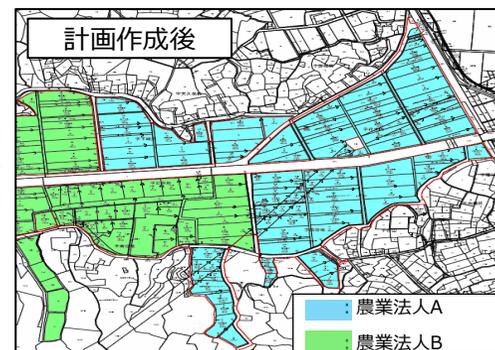
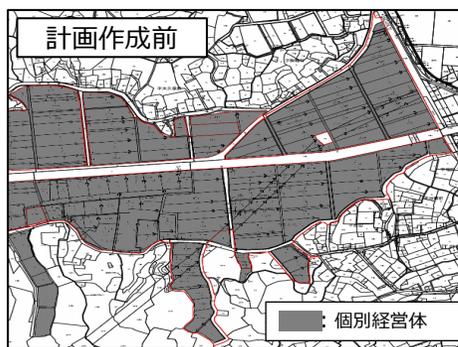
→ 6市町村、47計画、990ha

※ 6市町村：南相馬市、広野町、川内村、川俣町、田村市、飯舘村

※ 令和5年9月末時点

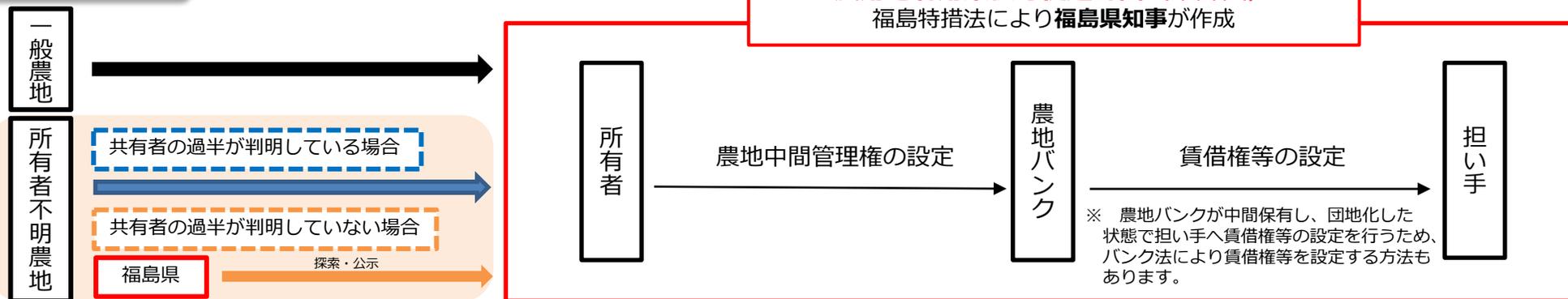
つるがい
【南相馬市鶴谷地区の事例】

- ・ 大規模な農業法人（2法人）が、県計画により地域内の農地面積81.8ha（農地所有者70名）を集積・集約化



※ 平成28年7月に避難指示解除

制度概要



生産と加工等が一体となった高付加価値生産を展開する産地の創出

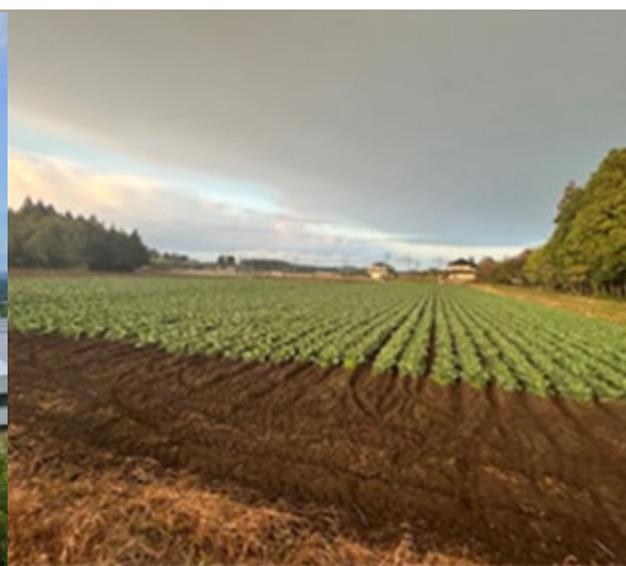
- 被災12市町村の営農再開の加速化に向け、地域外からの参入も含め農業者の再開意欲を高めていくためには、生産すれば売れる環境を形成し、将来に向けて被災地域の農業が産業として発展する姿の提示が不可欠。
- 福島県高付加価値産地展開支援事業（3年度～）により、被災地域に誘致した事業者等と連携し、市町村を越えて広域的に生産・加工等が一体となって付加価値を高めていくための拠点となる施設の整備等を支援。
- 県、市町村、JA、事業者、関係機関により構成された高付加価値産地協議会において産地化に向けた取組を推進。
- 広域JAと米飯加工業者が連携したパックご飯向け産地
 - 新相馬穀類乾燥調製貯蔵施設（相馬市、5年9月完成）
→ **5年産米から被災地の米をパックご飯として商品化、首都圏に出荷**
 - パックご飯製造工場（楡葉町、5年11月完成）
→ **5年春から苗供給開始、楡葉町を中心に生産拡大**
→ **6年春から首都圏食品メーカー向けに加工・出荷予定**
- 加工・業務用野菜を生産から加工まで一貫して行う産地
 - かんしょ高品質苗供給施設（楡葉町、4年7月完成）
 - 野菜カット加工・冷凍工場（富岡町、整備中）
 - 施設と連携したかんしょ、野菜の生産法人の地域外からの誘致（南相馬市、浪江町、富岡町）
- 大規模酪農牧場と肉用牛繁殖施設を核にした「福島県産牛地域内一貫生産」
 - 酪農・肉用牛複合農場（田村市、整備中）



パックご飯製造工場（楡葉町）
竣工式（令和5年11月26日）



かんしょ高品質苗供給施設（楡葉町）



参入法人により再開したキャベツほ場（富岡町）

福島イノベーション・コースト構想に基づき、福島県浜通り地域の農林水産業再生のため、福島国際研究教育機構のもと、現場が直面している課題について、研究開発・実証研究及び成果の社会実装を推進。

研究開発（4課題）

【農業分野】



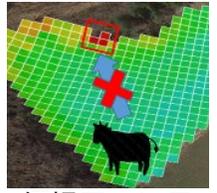
水路管理の現状

- ・管理が難しくなっている農業用水路の維持に必要な泥上げ等の省力化ロボットを開発。（富岡町、飯舘村、浪江町）



可変施肥

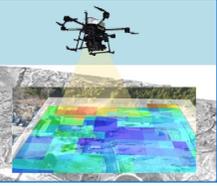
- ・肥沃度マップと可変施肥による除染後土壌の省力的な地力回復技術を開発。（富岡町、飯舘村ほか）



仮想フェンス

- ・携帯電波の届かない地域でも利用できる、放射性物質高濃度エリアへの牛の接近防止や牧草等摂食制限を可能とするシステムを開発。（葛尾村、飯舘村ほか）

【林業分野】



放射線量マップ

- ・3Dスキャナや線量計を搭載したドローンと深層学習を用いて森林資源情報等を効果的に把握するシステムを開発。（川内村、広野町ほか）

現地実証研究（5課題）

【農業分野】



小水量除草剤散布

- ・生産環境の「見える化」技術により、地力回復技術、鳥獣害・雑草管理技術、カリ施肥適正化技術を確立。（大熊町、双葉町、富岡町、葛尾村、田村市ほか）



圃場均平作業技術

- ・大規模水田輪作体系で熟練度にかかわらず、高品位生産を可能とする、栽培管理技術やデータ活用技術を確立。（南相馬市ほか）



高加工適性小麦

- ・環境制御技術や搬送ロボットを活用した施設きゅうりや、高加工適性小麦の栽培体系を実証。（南相馬市ほか）

【水産業分野】



電子操業日誌

- ・ICTを活用した漁況予測、資源状況、市況情報等を提供する漁業者支援システムをリアルタイム化、沿岸漁業や内水面漁業に対応。（南相馬市、浪江町ほか）

社会実装を促進

【農業分野】（例）



AI肉質診断

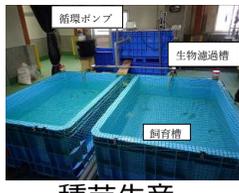
- ・エコー画像と枝肉画像のAI解析により、生育途中で肉質を推定する技術を普及。（川内村、南相馬市、楡葉町、田村市ほか）



トルコギキョウ

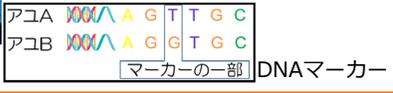
- ・トルコギキョウを核とした花きの周年生産技術を普及。（双葉地域ほか）

【水産業分野】（例）



種苗生産

- ・耐病性等優良な形質をもつアユ種苗を選抜する技術を普及。（相馬地域、いわき地域ほか）



タグ付きホシガレイ稚魚



ホシガレイの生態把握

- ・ICT活用によるホシガレイの最適な種苗放流手法の確立及び、放射性物質の影響把握による放流種苗の生育場の安全性評価手法を開発・実証。（いわき市、相馬市ほか）

注：（ ）の市町村は実証圃等の設置場所

福島県における産地の取組事例

あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・H25年12月）

【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。



福島県で生産されている「あんぽ柿」

【あんぽ柿の出荷量】

R4年産 1,096トン

- ・H30年、R2年産は震災前の平均出荷量に対して、約85%の出荷量。
- ・R4年産は、暖冬により加工後の干場におけるイタミの多発により減少。

酪農の再開（福島市・被災12市町村）

【復興牧場の設立】（福島市）

原発事故による避難指示により休業していた酪農家5名が酪農団体や企業の支援を受け、24年10月に避難先の福島市内で復興牧場「ミネロファーム」を設立。

24年10月より原乳の出荷再開。

令和5年9月末時点で、247頭を飼養。



【被災12市町村での原乳の出荷再開】

被災12市町村の避難指示が解除された地域において、29年1月から出荷再開。

トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けてH25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、H26年から本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。栽培面積はH26年1.6haからR4年1.8haに増加。



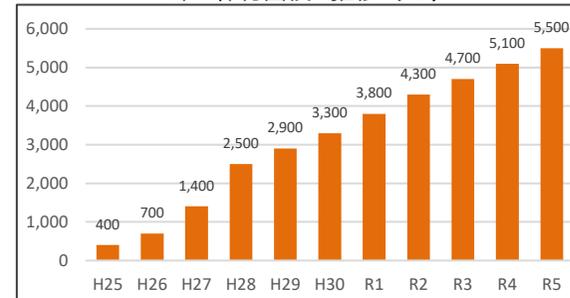
川俣町で栽培されたトルコギキョウ

米の作付再開（被災12市町村）

【作付再開への歩み】

生産者のカリ散布による吸収抑制対策の結果、令和5年産米では、約5,500haで米の作付が本格的に再開。

米の作付面積の推移 (ha)



※作付面積には、全量生産出荷管理面積を含む。



福島県における6次産業化の取組事例（官民合同チームによる支援）

石井農園（浪江町）

1. 支援前

- ・震災後、エゴマと果樹の栽培を開始。
- ・平成27年10月に食品加工場を建設。

2. 支援内容

- ・商品開発、POPの作成支援を実施。

3. 支援後

- ・エゴマや季節の果実を用いた加工商品を開発。
- ・イベントでの売れ行きは好調。



季節の果実を用いたジャム



エゴマを用いたラー油

サン・クリーン（富岡町）

1. 支援前

- ・令和2年からパッションフルーツの栽培を開始
- ・令和4年7月にお休み処富憩荘を開店

2. 支援内容

- ・加工商品の開発
- ・商品パッケージやロゴのデザイン作成

3. 支援後

- ・県内菓子店とコラボした商品の販売継続
- ・サイダー、ゼリーの加工品開発を行い、SAや観光協会等で順調に販売
- ・富憩荘では自動販売機が設置され販売中



開発したサイダーとゼリー



常盤富岡パッション
Joban-Tomioka Passion
作成したロゴデザイン

鮎川農園（飯舘村）

1. 支援前

- ・震災後平成30年4月営農再開
- ・小麦栽培し自ら経営するパン店で使用

2. 支援内容

- ・商品開発、販促物の作成支援
- ・委託加工会社の紹介

3. 支援後

- ・加工会社の自社商品原料としもち麦の新たな取引販路確立
- ・小売店での売れ行きは好調



もち麦ポンチョコレート



もち麦ポン菓子 ポンおこし

川房上組果樹生産組合（南相馬市）

1. 支援前

- ・震災後平成30年12月営農再開
- ・梅を栽培

2. 支援内容

- ・商品開発・販促物の作成支援
- ・自ら加工できるようレシピを提供
- ・委託加工会社の紹介

3. 支援後

- ・梅シロップ原料として継続出荷
- ・出荷先で梅シロップのかき氷が好評



梅シロップ



南高梅ジャム

企業と連携した営農再開への取組

1. 取組の概要

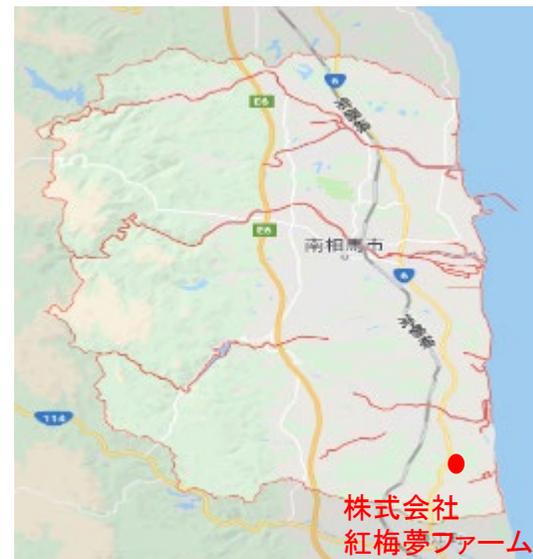
- ◆ 平成29年1月、南相馬市小高区内の7つの集落単位の営農組織が出資し、株式会社紅梅夢ファームを設立。
- ◆ 令和5年度の作付面積は約165ha。
(水稲111ha、大豆40ha、ナタネ11ha、タマネギ1ha、子実用トウモロコシ1.6ha)
- ◆ 南相馬市は、福島再生加速化交付金により、乾燥調製施設を整備。
(令和3年10月稼働)

2. 特徴

- ◆ 雇用の確保が課題となっている中、限られた人員で作業効率の向上を図る観点から、ロボットトラクタを導入。
- ◆ 株式会社紅梅夢ファームは、株式会社舞台ファームに米を販売し、さらにアイリスグループが米を買取り、精米、パックご飯に加工、販売。
- ◆ スマート農業技術の開発・実証プロジェクト（農林水産省事業）に参加し、直進キープ機能付き田植機、農薬散布用ドローン、食味・収量コンバイン等を導入し、営農管理システムにスマート農機を連動させデータを集約するとともに、次期作へフィードバック。
(令和元年度～2年度)

3. 今後の取組

- ◆ 将来的には、500haまで作付け拡大を目指す。



紅梅夢ファームの位置



直進キープ機能付き田植機

胡蝶蘭の栽培

1. 取組の概要

- ◆ 葛尾村の農業者3名と株式会社メディオテックが、平成29年に、「かつらお胡蝶蘭合同会社」を設立。
- ◆ 葛尾村が福島再生加速化交付金を活用し、平成29年12月に栽培施設を2棟整備し、かつらお胡蝶蘭合同会社に貸与。
- ◆ 平成30年1月から栽培を開始。同年7月に東京都大田市場へ初出荷し、令和4年の年間出荷実績は約52,200株。

2. 特徴

- ◆ 胡蝶蘭栽培に使われる苗のうち、最も優秀な「V3」という品種を使用し、胡蝶蘭の商品名を「ホープホワイト」として販売。
- ◆ 栽培管理に使用する電力を太陽光発電で賄うことにより、電気代を削減。
- ◆ 胡蝶蘭などを取扱うアートグリーン株式会社による技術協力や市場動向の情報を活用。

3. 今後の取組

- ◆ 安定的・継続的な生産体制及び品質向上を目指した栽培技術の確立。
- ◆ 将来的には、市場へのお出荷に加え、首都圏顧客への直接販売などにより、安定的な需要の確保を目指す。



福島再生加速化交付金を活用した栽培施設



栽培中の胡蝶蘭

県外企業と連携した営農再開への取組

1. 取組の概要

- ◆ 大学いも、いもけんぴなどを製造する白ハト食品工業株式会社（本社：大阪府）のグループ企業の「株式会社しろはとファーム」がさつまいも栽培を平成30年から開始。（平成31年4月に株式会社福島しろはとファームを設立）
- ◆ 檜葉町は、福島再生加速化交付金により、甘藷貯蔵施設（令和2年10月稼働）、特産品開発センター（令和5年4月稼働）を整備。

2. 特徴

- ◆ 町主体で農地を斡旋
- ◆ 株式会社しろはとファームと町内農家数名でさつまいも栽培を開始。
- ◆ 生産されたさつまいもは白ハト食品工業株式会社が全量買取り。
- ◆ 更に「JA福島さくら檜葉町甘藷生産部会」を設立して地元栽培農家を増やし新たな営農モデルの確立・産地づくりを目指す。
- ◆ 福島県高付加価値産地展開支援事業により、甘藷育苗施設を整備。（令和4年7月完成）
- ◆ 「チャレンジ農業、さつまいも！」を合言葉に、町主導で儲かる農業のビジネスモデル構築を目指している。



さつまいもの栽培状況



開発商品第1号の干し芋

3. 今後の取組

- ◆ 令和5年は57haを作付け（45戸・1組織）。引き続き、生産者、作付面積の拡大を目指すとともに、檜葉町特産品開発センターを活用した新商品開発を進め、農家所得の向上を図る。42

ポットスライド式高設養液栽培による、いちごの周年栽培

1. 取組の概要

- ◆ 大熊町の出資により平成30年7月に株式会社ネクサスファームおおくまを設立。福島再生加速化交付金を活用し大熊町が建設した施設において、ポットスライド式高設養液栽培により、いちごを周年栽培。

2. 特徴

- ◆ I P M（総合的病害虫・雑草管理）による農薬の低減、自社による放射性物質全量検査の実施など、安全・安心ないちご生産の取組み。
- ◆ 夏秋いちごは業務用向けに「すずあかね」、冬春いちごは業務用・小売用向けに、初年度の栽培結果を踏まえて、「かおりの」「やよいひめ」の2品種を生産。
- ◆ 令和2年4月に、グローバルGAPの認証を取得。

3. 今後の取組

- ◆ 今後は、施設の稼働率を上げた生産体制で、年間収穫量70tを見込む。
- ◆ 大熊町への帰還町民の雇用促進と大熊町の失われた産業・農業の再生と創出、次世代農業者の育成・農業での安定した経営を目指す。



いちごの栽培状況



新たな農業への挑戦、地域振興を目指してワイン用ぶどう栽培

1. 取組の概要

- ◆ 平成28年にワイン用ぶどう栽培を開始（0.7haのほ場に約2,100本の苗木を定植）。令和4年は約4haのほ場に7品種で13,000本のワイン用ぶどうを栽培。
- ◆ 平成29年、事業会社「かわうちワイン株式会社」を設立。
- ◆ 川内村が福島再生加速化交付金を活用して整備した醸造施設「かわうちワイナリー」が令和3年6月に開所、同年9月から醸造開始。

2. 特徴

- ◆ 地域おこし協力隊を中心に多くのボランティアや地域住民が除草や剪定等の作業に協力。
- ◆ 令和4年は約4,800kgを収穫し、約15,000本（北海道・山形県産のぶどうを含む）のワインを醸造。生産されたワインは主に県内向けに出荷販売するほか、ふるさと納税の返礼品としても活用。

3. 今後の取組

- ◆ ワインを核とした賑わいの創出。村内事業者と地域資源や地場産品等とのコラボにより、地域経済活性化を目指す。
- ◆ ブランド価値を高めるため、令和5年に日本ワインコンクールに初出展を行うなど、年間で2万本のワイン製造を目標としている。



ぶどう畑（高田島ヴィンヤード）



収穫を迎えるシャルドネ



川内村醸造施設（かわうちワイナリー）

水稻の育苗施設を活用した野菜園芸施設

1. 取組の概要

- ◆ 南相馬市が福島再生加速化交付金を活用して整備した施設で、自動水稻育苗播種機により水稻農家の作業負担の軽減を図り、きゅうりやスナップエンドウによる周年栽培が可能なモデル経営体を育成。
- ◆ 新規就農者の研修受け入れなどにより、地元住民の帰還促進や定年帰農を始め、Uターンなどの就農機会の増大と営農再開を促進。

2. 特徴

- ◆ 水稻の育苗終了後に養液土耕でのきゅうりの栽培を行うことで、年間を通した育苗ハウスの有効活用を実施。
- ◆ 温湿度、炭酸ガス、水・養液の散布等を自動環境制御で行い、省力化と増収を図る。
- ◆ きゅうり選果設備を有した集出荷施設に、近隣の農家が生産したきゅうりを集出荷することで、農家の負担軽減と所得の向上を図る。
- ◆ 施設の稼働による雇用の創出、新規就農者等の研修施設として活用することにより、担い手の育成や地元住民の帰還促進等を図る。

3. 今後の取組

- ◆ モデル農業経営体の育成により地域の園芸作物の生産を推進。



自動環境制御のハウス



養液土耕によるきゅうり栽培



園芸団地

**③福島県における
原子力災害からの復旧・復興
(林業)**

- 福島県の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、「福島の森林・林業再生に向けた総合的な取組」(平成28年3月9日 復興庁・農林水産省・環境省)に基づき、関係省庁が県・市町村と連携して、取組を推進。

I. 森林・林業の再生に向けた取組

1. 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

- ・ 住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施。

2. 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・ 避難指示区域（既に解除された区域も含む。）及びその周辺の地域において、モデル地区を選定し、里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、その成果を的確な対策の実施に反映（令和2年度より里山再生事業として実施）。

3. 奥山等の林業の再生に向けた取組

- ・ 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを推進。

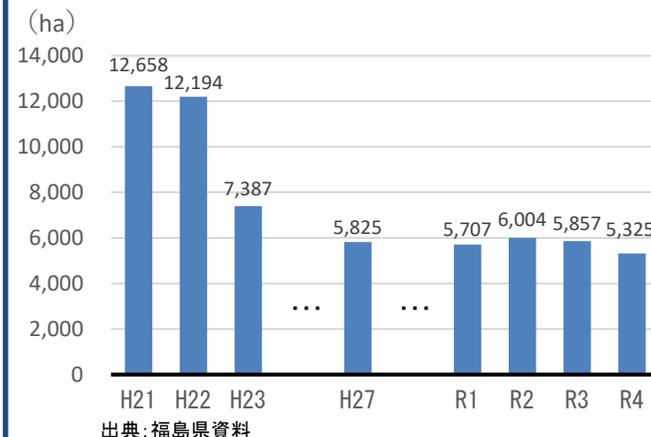
II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

- ・ 森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の動態把握や放射線量低減のための調査研究に引き続き取り組み、対策の構築につなげるなど、将来にわたり、森林・林業の再生のための努力を継続。

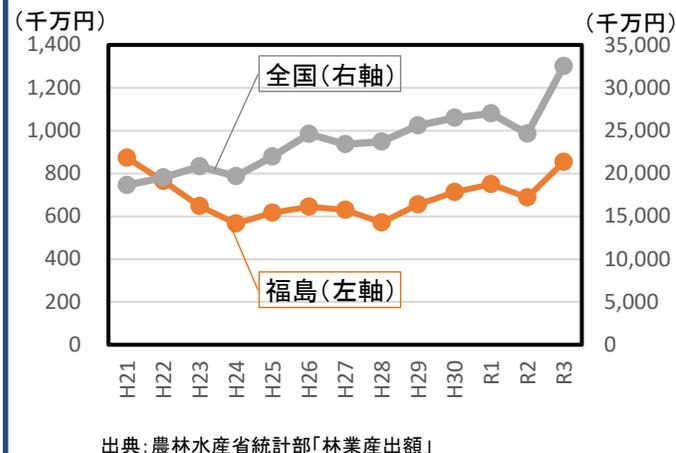
III. 情報発信とコミュニケーション

- ・ 森林の放射性物質に係る知見など、森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供。
- ・ 専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続。

福島県の森林整備面積の推移



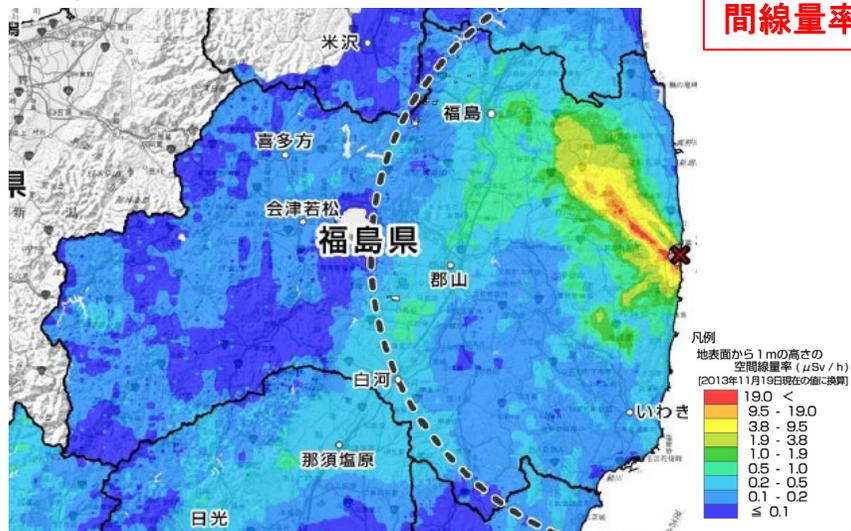
林業産出額(木材生産)の推移



空間線量率及び放射性セシウムの蓄積量の推移

福島県における空間線量率の分布

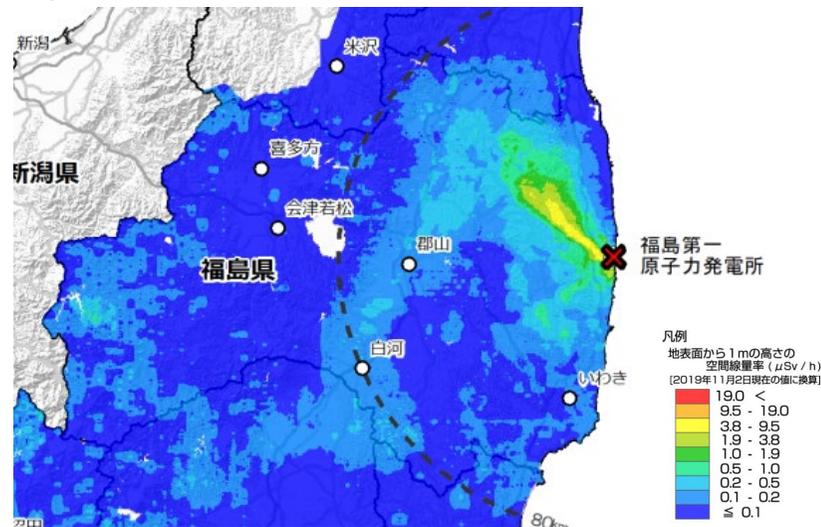
事故32ヶ月後（2013年11月19日時点）



時間の経過と共に空間線量率は低減



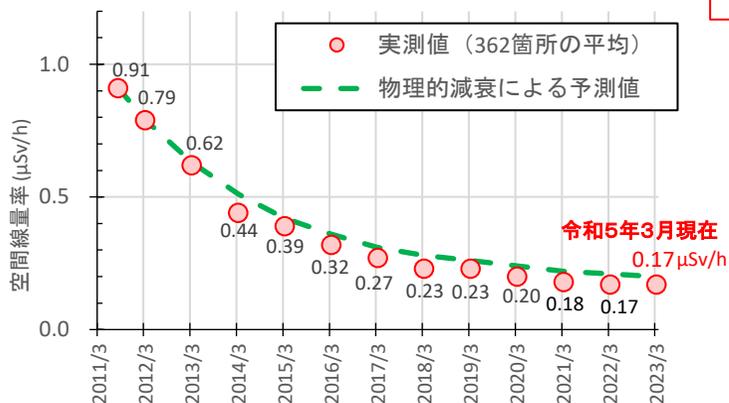
事故139ヶ月後（2022年10月21日時点）



出典：原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

福島県の森林の空間線量率の推移

今後の空間線量率の減少は緩やか



放射性物質の種類	物理学的半減期
セシウム134	2.1年
セシウム137	30年
ヨウ素131	8日
プルトニウム239	2.4万年

出典：福島県「森林における放射性物質の状況と今後の予測について」(2022年度)

地中の放射性セシウムの蓄積量と空間線量率の推移

空間線量率は低減
 樹木の枝葉等に付着した放射性セシウムが土壌に移動し、滞留

福島県川内村スギ林



出典：林野庁「森林内の放射性セシウムの分布状況調査結果について」(2022年度)

福島県「ふくしま森林再生事業」の現状及び今後の課題・対応方針

- 放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生に向け、土壌の流出を防ぐための市町村等による間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(空間線量率測定や森林所有者の同意取付、丸太を活用した土壌流出防止柵の設置など)を平成25年度から実施(福島県「ふくしま森林再生事業」)。
- 対象地域は汚染状況等重点調査地域及び除染特別区域(解除された地域を含む)の46市町村で、これまでに44市町村で実施。(双葉町及び大熊町は未実施。)



【平成25年度からの累計実績】
(令和5年3月末時点)

- ・間伐等 14,110 ha
- ・作業道作設 1,705 km

〔対象46市町村の民有林人工林面積は約16万ha〕

事業実施市町村	
平成25年度～	19市町村
平成26年度～	11市町村
平成27年度～	7市町村
平成29年度～	5市町村
平成30年度～	2市町村
計	44市町村



間伐と森林管理に必要な作業道を整備



丸太を活用した土壌流出防止柵の設置

〔対応方針〕

○「ふくしま森林再生事業」は、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐ観点から引き続き実施。

特用林産物の産地再生に向けた取組の現状及び対応方針

- 栽培きのこ類については、生産資材の導入支援等を実施するとともに、放射性物質の影響を低減するための栽培管理のガイドライン(H25制定)を徹底。これにより、菌床しいたけについては、生産量が震災前の水準に回復。原木しいたけについては、生産量は被災前の3割の水準であるが、出荷制限が指示されている93市町村のうち70市町村で部分的に解除。
- 野生きのこ・山菜等については、出荷制限の解除が円滑に進むよう、平成27年に「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」により具体的な検査方法や出荷管理について関係都県に通知。これにより、野生きのこ・山菜類等の出荷制限解除も進展。
- 更に、令和3年、原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の一部が改正され、出荷制限地域であっても非破壊検査により基準値を下回ることが確認できたものは出荷可能となった。現在は、まつたけ、皮付きたけのこ、なめこ、ならたけ、むきたけが対象品目。

〇しいたけ生産量

特用林産施設体制整備復興事業対象16県

(単位:トン)

	H22年	H26年	H28年	H30年	R3年	R4年	R4/H22
原木しいたけ	12,220	4,864	5,227	4,803	3,887	4,180	34%
菌床しいたけ	28,154	23,652	25,610	26,999	32,050	32,168	114%
計	40,374	28,517	30,837	31,802	35,937	36,348	90%

出典：農林水産省「特用林産基礎資料」

(参考)全国

(単位:トン)

	H22年	H26年	H28年	H30年	R3年	R4年	R4/H22
原木しいたけ	36,793	28,681	25,045	22,595	18,653	18,569	50%
菌床しいたけ	64,900	60,413	63,196	65,600	67,918	66,925	103%
計	101,693	89,094	88,240	88,195	86,571	85,494	84%

出典：農林水産省「特用林産基礎資料」

〇しいたけ原木供給量※

(単位:m³)

	H22年	H26年	H28年	H30年	R3年	R4年	R4/H22
全国	532,254	312,521	319,488	275,317	246,141	209,301	39%
福島	47,799	566	755	1,139	1,302	1,030	2%

※農林水産省「特用林産基礎資料」

しいたけ原木供給量は、伏込原木の合計値。

福島県については、伏込原木の自県内調達分の量と福島県以外の都道府県調達量のうち他県からのしいたけ原木調達内訳の福島県分を合計した値。

〔対応方針〕

- 出荷制限など放射性物質の影響が依然として生じている地域においては、生産資材や放射性物質の測定機器の導入支援を継続して実施することにより、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生を促進。また、しいたけ原木生産のための里山の広葉樹林については、その森林の生育状況や放射性物質の動態等に留意しつつ、伐採・更新による循環利用が図られるよう計画的な再生に向けた取組を推進。
- 野生きのこ・山菜類については、引き続き、安全性を前提とした上で、旧市町村よりも更に小さい地域区分単位での解除を進めるなどの弾力的な運用を実施。また、非破壊検査の活用による一部解除など、選択肢を増やすことにより、円滑な出荷制限の解除に取り組む。

特用林産物の出荷制限の状況

▶食品の基準値(100Bq/kg)の超過に地域的な広がりがある場合、原子力災害対策本部は出荷制限を指示。
 ▶原木しいたけは6県93市町村、全体では22品目14県196市町村に対して出荷制限を指示。(令和5年9月末時点)

■福島県	
原木しいたけ(露地栽培)	17市町村
原木しいたけ(施設栽培)	2市町
原木なめこ(露地栽培)	2市
野生きのこ	55市町村
たけのこ	22市町村
くさそてつ	11市町村
くさそてつ(野生)	4市村
ふきのとう(野生)	11市町村
ふき	1村
ふき(野生)	2町
わさび(畑で栽培されたもの)	2市町
たらのめ(野生)	26市町村
こしあぶら	49市町村
こしあぶら(野生)	2町
ぜんまい	11市町村
ぜんまい(野生)	2町村
わらび	5市町村
わらび(野生)	5市町
うわばみそう(みず)(野生)	1町
うど(野生)	6市町村
■青森県	
野生きのこ	4市町
■岩手県	
原木しいたけ(露地栽培)	13市町
原木なめこ(露地栽培)	5市

原木くりたけ(露地栽培)	2市
野生きのこ	9市町
たけのこ	3市
こしあぶら	8市町
ぜんまい	3市町
わらび(野生)	3市町
■宮城県	
原木しいたけ(露地栽培)	21市町村
野生きのこ	7市町
たけのこ	2市町
たらのめ(野生)	1市
こしあぶら	7市町
ぜんまい	2市
ぜんまい(野生)	1町
わらび(野生)	2市町
■山形県	
野生きのこ	1市
■茨城県	
原木しいたけ(露地栽培)	11市町
原木しいたけ(施設栽培)	3市町
野生きのこ	11市町
こしあぶら(野生)	10市町
■栃木県	
原木しいたけ(露地栽培)	21市町
原木しいたけ(施設栽培)	9市町
原木なめこ(露地栽培)	10市町

原木くりたけ(露地栽培)	17市町
野生きのこ	12市町
たけのこ	5市町
くさそてつ(野生)	3市町
たらのめ(野生)	9市町
こしあぶら(野生)	14市町
さんしょう(野生)	4市
ぜんまい(野生)	3市町
わらび(野生)	5市
■群馬県	
野生きのこ	12市町村
たらのめ(野生)	7市町村
こしあぶら(野生)	13市町村
■埼玉県	
野生きのこ	4町
■千葉県	
原木しいたけ(露地栽培)	10市
原木しいたけ(施設栽培)	3市
■新潟県	
こしあぶら(野生)	4市町
■長野県	
野生きのこ	7市町村
こしあぶら	6市町村
■山梨県	
野生きのこ	3市町村
■静岡県	
野生きのこ	5市町

木材製品等の安全確保に係る取組の現状及び今後の課題・対応方針

➤ 福島県産木材製品の安全性の確保、素材生産や木材製品等の生産拡大に伴い増加する樹皮(バーク)の処理を適切に実施していくため、放射性物質測定装置の開発やその設置、バークの廃棄物処理や一時保管費等の立替支援などを実施中。

○木材の安全証明体制の構築

- ・製品等の放射性物質を自動で測定(検知)する装置の開発。
- ・原木市場、製材工場等への設置。
- ・製品等の放射性物質に係る調査・分析の実施。

○バークの処理

- ・バークの廃棄物処理施設での焼却、運搬、一時保管費等の費用を立替支援。
- ・一時、工場内に8.4万tのバークが滞留したが、現在は解消。



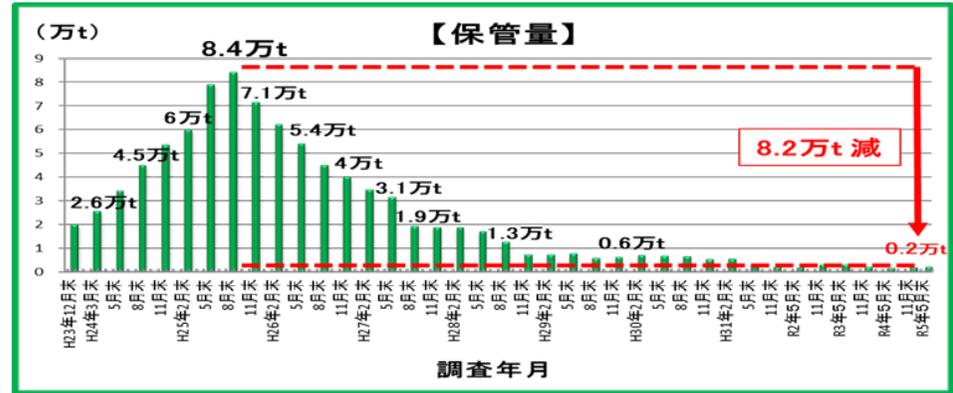
トラックスケール用
検知装置



選木ライン用検知装置

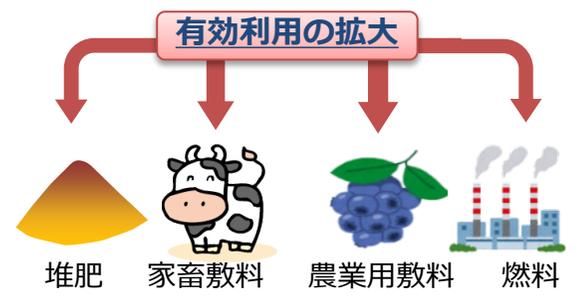


製材品等ライン用
検知装置



〔対応方針〕

- 大型木材加工施設の稼働予定など、木材生産量やバークの発生の増加が見込まれる中、木材の検査体制の整備、バークの適切な処理を推進していく必要。
- 放射性物質測定装置の設置や調査・分析、バークの廃棄物処理等の立替支援を引き続き実施するとともに、バークの燃料や農業用敷料などへの有効利用を図るための実証的な取組を支援。



- 森林資源の有効利用 (震災前の姿に)
- 産廃処理費用の軽減、環境貢献

**④福島県における
原子力災害からの復旧・復興
(水産業)**

福島県における漁業再生に向けた取組

- ・福島県では令和3年3月まで試験操業を実施。令和4年の水揚量は震災以降で最大となったものの、震災前の2割程度に留まっており、今後も水揚量の増加が課題となっている。
- ・がんばる漁業復興支援事業により、令和5年1月からは沿岸漁業、同年9月からは沖合底びき網漁業及び小型底びき網漁業が水揚量を震災前の5割以上に回復させる取組を実施中。

＜震災発生からの経緯＞

- ・震災直後：全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- ・平成24年6月～：試験操業・販売を実施。
- ・令和3年3月：試験操業を終了。
- ・令和3年4月～：本格操業への移行期間。水揚拡大を図っている。

○今後の対応方向

- ・目標を定め、計画的に漁獲を拡大
- ・価格を支えるための流通・消費の拡大
- ・福島県産水産物の魅力を含む様々な情報発信
- ・引き続き、がれき撤去の支援を継続

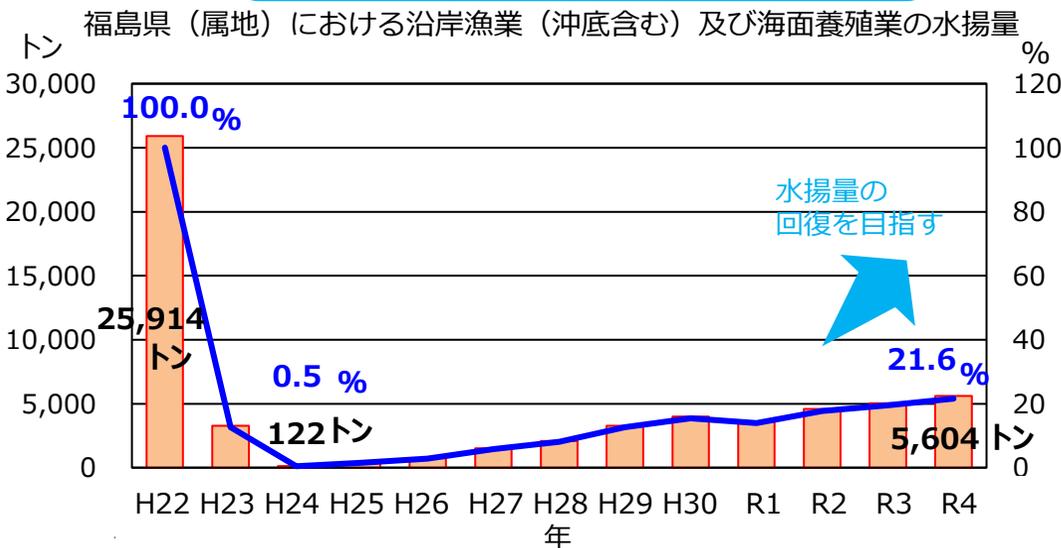
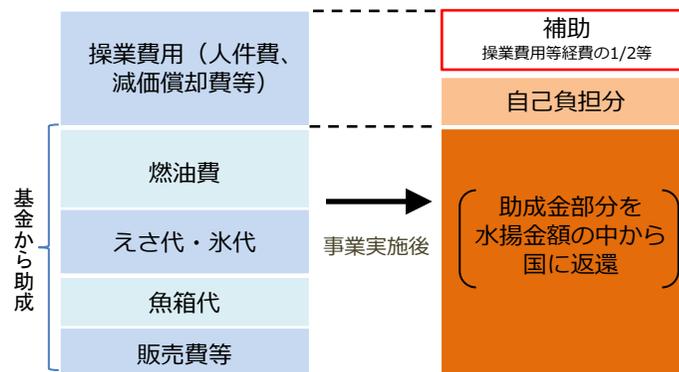
◎がんばる漁業復興支援事業 (沿岸漁業及び沖合底びき網漁業)

- 令和4年認定 1件 (令和5年1月開始)
 (相馬市：97隻 (貝けた網漁業、機船船びき網漁業、沿岸流し網漁業、固定式さし網漁業、沿岸はえ縄漁業、一本釣り漁業、かご・どう・つぼ漁業、採貝・採藻漁業))
- 令和5年認定 2件 (令和5年9月開始)
 (相馬市：23隻 (沖合底びき網漁業)、いわき市：18隻 (沖合底びき網漁業・小型底びき網漁業))
- ※上記以外に大中小型まき網漁業、サンマ棒受け網漁業による取組も2件実施中。

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保や生産量の震災前の5割以上への回復等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費(人件費、燃油費、氷代等)を支援。

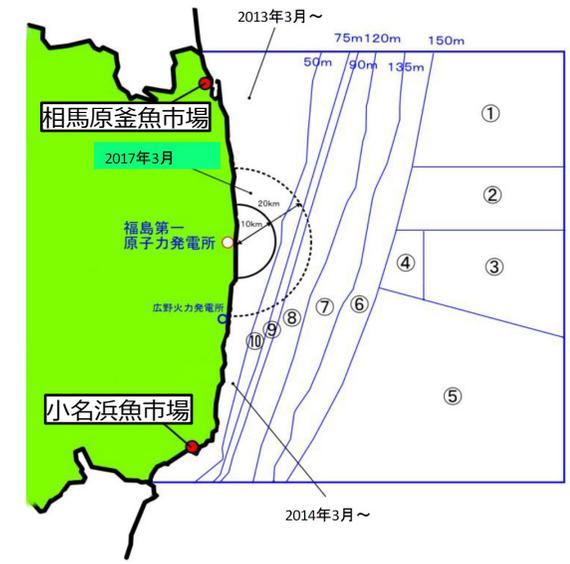
【事業のイメージ】



試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値（50Bq/kg：自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定。
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）。
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）。
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始。また、順次、各魚市場で入札による出荷を実施し、漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。
- ・令和3年3月までで試験操業を終了。本格操業へ向けた移行期間へと位置づけ、水揚の拡大を図っている。

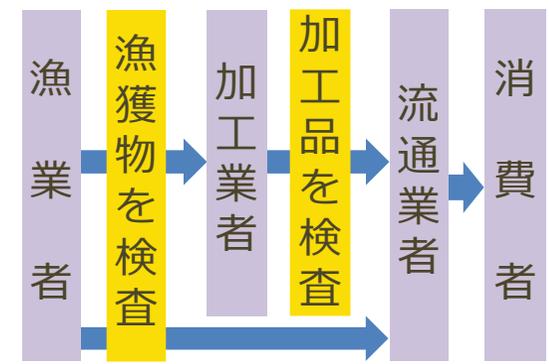
試験操業海域の推移（福島県資料から）



試験操業の漁業種類 出典：「福島県海面漁業漁獲高統計」、「福島県水産要覧」

沖合底びき網漁業	キアンコウ、ヒラメ、マアナゴ、マコガレイ、マダラ、ミスダコ等	
小型機船底引き網漁業	イシカワシラウオ、コウナゴ(イカナゴの稚魚)、サヨリ等	
貝けた網漁業	ウバガイ、コタマガイ	
機船船びき網漁業	カタクチシラス、マシラス等	
さし網漁業	沿岸流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等
	固定式さし網漁業	イシガレイ、シロメバル、ヒラメ、マコガレイ等
沿岸はえ縄漁業	アイナメ、スズキ、ヒラメ、マダラ等	
釣り漁業	アイナメ、シロメバル、ヒラメ等	
沖合たこかご漁業	シライトマキバイ、ミスダコ、ヤナギダコ等	
沿岸かご漁業（はもかご・どう漁業を含む）	ヒメエソボラ、ヒラツメガニ、マダコ、ミスダコ等	
採貝・採藻漁業（潜水漁業を含む）	ウニ類、アワビ類	
松川浦養殖	アサリ、ヒトエグサ	

漁獲物の流れ



（福島県漁連資料から）

福島鮮魚便

福島県産水産物の美味しさと魅力について、多くの消費者に知ってもらえるよう、東京都や埼玉県などの大型量販店において、「福島鮮魚便」として常設で販売し、専門の販売スタッフが安全・安心と美味しさをPR。令和4年度は15店舗で実施。



流通拡大実証試験

福島県産水産物の水揚拡大に対応するため、ブランド力向上の一環として、共同出荷による多角的な流通拡大の取組（遠隔地等への活魚及び鮮魚出荷）による県産水産物の取扱量増加、単価向上を検証。

令和4年度は2団体（10社）により、首都圏をはじめとした15都道府県に対し、福島県産水産物の共同出荷を実施。



福島県によるモニタリング検査

- 事故直後から、福島県では放射性物質を監視するため魚介類のモニタリング検査を開始。
- 毎週約130検体の魚介類検査の他、海水・海底土・餌生物などの調査も実施。
- 引き続き、モニタリング検査により水産物の安全性を確認しながら、水揚げ増加を検討。

漁協による自主検査

- 水揚げする魚介類を消費者に安心して食べていただくため、相馬双葉地区といわき地区でそれぞれ水揚げごとに、全魚種を自主検査。
- 国の基準値（100Bq/kg）より厳しい出荷基準（50Bq/kg）を設定するとともに、仮に25Bq/kgを超えた際は、福島県海洋研究センター・福島県水産資源研究所で再検査を実施。

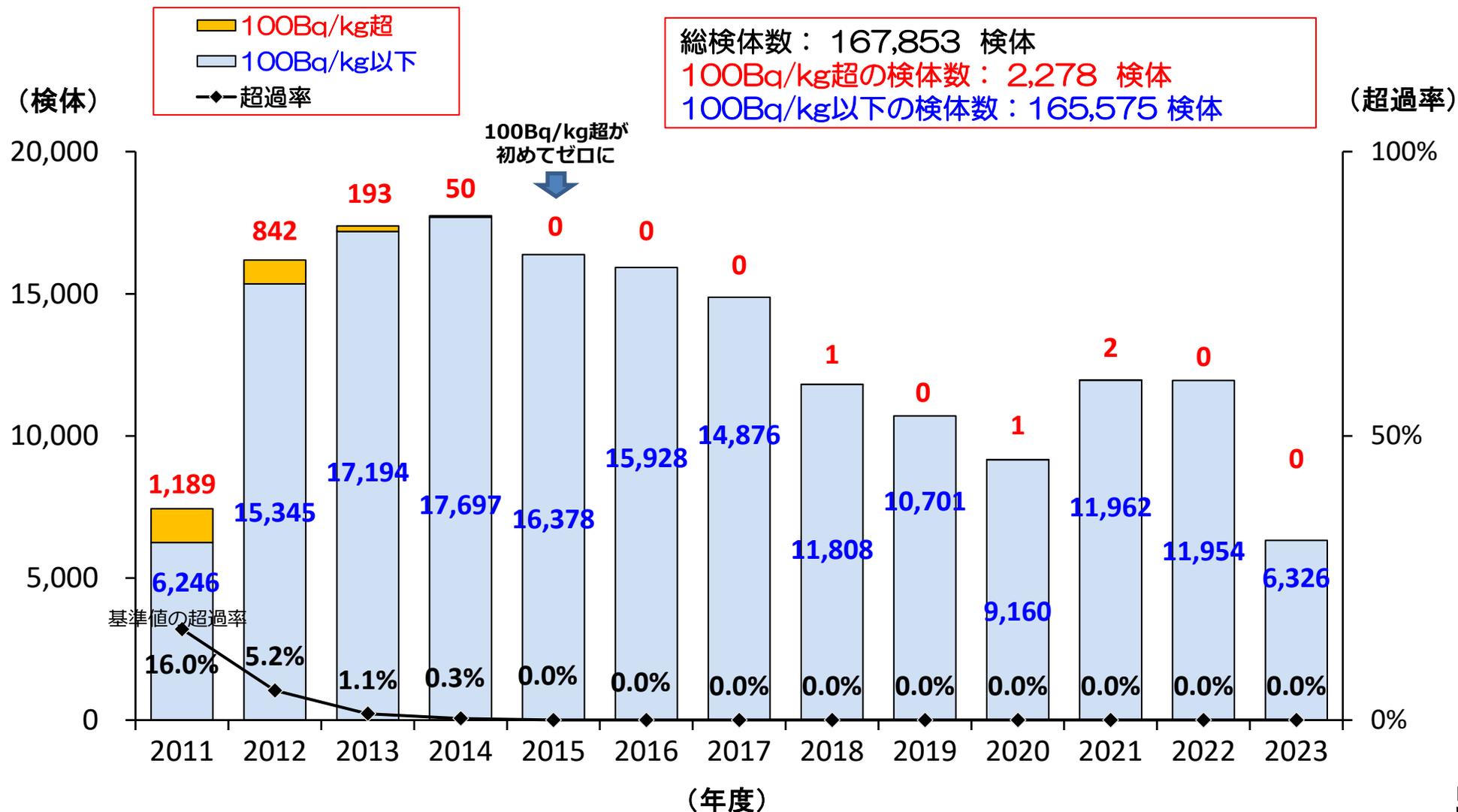


放射性物質濃度の検査結果（福島県・海産種）

2023年
10月3日時点

原発事故以降、基準値（100Bq/kg）を超えるものは時間の経過とともに減少。

海産種の**基準値超過率**は、**2015年以降ほぼ0%**。



調査の結果やQ&Aを日本語、外国語でホームページに掲載し、正確でわかりやすい情報提供を実施。

国立研究開発法人水産研究・教育機構等と協力して、一般消費者向けのなじみやすいパンフレット（放射能と魚のQ&A、知ってほしい放射性物質検査の話）も作成し、消費者等への説明に活用。

消費者、加工業者など様々な関係者に対して、説明会等を実施（令和5年11月8日までに計203回）。

放射性物質調査の実施・情報提供

- ・水産庁HPIにおいて、水産物中の放射性物質の検査結果や、基準値の超過率等について情報提供
- 水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

水産物の放射性物質検査に係る報告書 （平成29年10月更新）

- ・原発事故以降のモニタリング検査等の取組を総括し、解説した「読めばわかる」報告書の作成
- ・消費者から専門家まで理解・活用できる内容（魚種別の傾向、海洋モニタリングの情報、水産物の汚染メカニズムに係る調査研究等）
- ・英語版を作成し、外国政府等への説明にも活用
- 水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/attach/pdf/kekka-240.pdf>)
- 英語版HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/e/inspection/attach/pdf/index-34.pdf>)

放射能と魚のQ&A（平成30年5月更新）

- ・消費者が放射能と魚に関わる内容を理解するための入門書を作成
- ・放射能と魚に関わる重要な質問を15に絞り、その回答を1ページに収めて解説
- ・パンフレット版を作成し、展示会等への説明や配布にも活用
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構HP (http://www.fra.affrc.go.jp/bulletin/radioactivity_pamphlet2018/cover_index.html)

知ってほしい放射性物質検査の話（令和5年3月発行）

- ・食品の放射性物質検査の仕組みや水産物中の放射性セシウムの分析状況等を分かりやすくまとめたパンフレットを作成
- ・展示会等への説明や配布にも活用
- 水産庁HP (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/saigai/attach/pdf/index-7.pdf>)
- 外国語版 (<https://www.jfa.maff.go.jp/e/inspection/attach/pdf/index-28.pdf>)
- （英・中・韓・タイ）

説明会等の実施状況

- ・東北復興水産加工品展示商談会、ジャパンインターナショナルシーフードショー、シーフードショー大阪、スーパーマーケットトレードショー、各地消費地でのセミナー
- ・Fish-1グランプリ（プライドフィッシュ料理・ファストフィッシュ商品のコンテスト）での展示及び説明等



令和2年10月27日FABEX関西でのセミナーの様子

福島県での取組事例

多様な漁業種類に対応した操業情報収集・配信システムの構築に関する実証研究

1. 海面漁業における情報収集・配信システムの実証

デジタル操業日誌

漁場の自動測位

出港 → 停止 → 測位 → 出発 → 帰港

自動検知 Bluetooth 自動検知

漁業者による水温観測 海洋観測データに基づいた操業

さし網漁業 かご漁業

デジタル操業日誌

123 kg

自船の操業場所や漁獲量を確認可能
経験をデータ化し操業を効率化

品質情報の測定技術の実証

多獲性魚類の脂質測定

福島県の特徴的魚種についても調査

脂質以外の成分も分析→品質情報の充実化
品質情報の広報と高付加価値化

2. 内水面漁業における情報収集・配信システムの実証

漁場環境・漁業資源の把握

AIによる予測

実証技術：情報流通（ICT化）

資源予測支援情報の収集

遊漁支援情報

効率的な種苗放流

魚群探知情報 環境観測情報

アプリ 遊漁者等

AIを活用した漁場環境・漁業資源把握および情報発信による内水面漁業の振興

3本柱で先端技術を活用・展開

- デジタル操業日誌で操業の効率化**
 - 漁業者自身の海洋観測
 - 経験や勤をデータ化・見える化
- ICTIによる内水面漁業の振興**
 - 多機能ブイによる観測
 - 遊漁支援情報の発信
- リアルタイムデータ・予測情報の配信と活用**
 - 多種多様な情報を迅速に配信
 - 高度な資源管理の実現

漁業者のモチベーションを醸成
「ふくしまマリンシステム」のスマート水産業実証モデル化

3. 多様な漁業種類におけるリアルタイムデータの配信と活用方法の検討

スーパーコンピュータによる計算・予測

漁業者による海洋観測 Bluetooth

計算センター 予測結果

報告情報・観測結果

行政・民間

過去数十年分の調査データ

AIによる資源の推定

資源の見える化 高度な資源管理

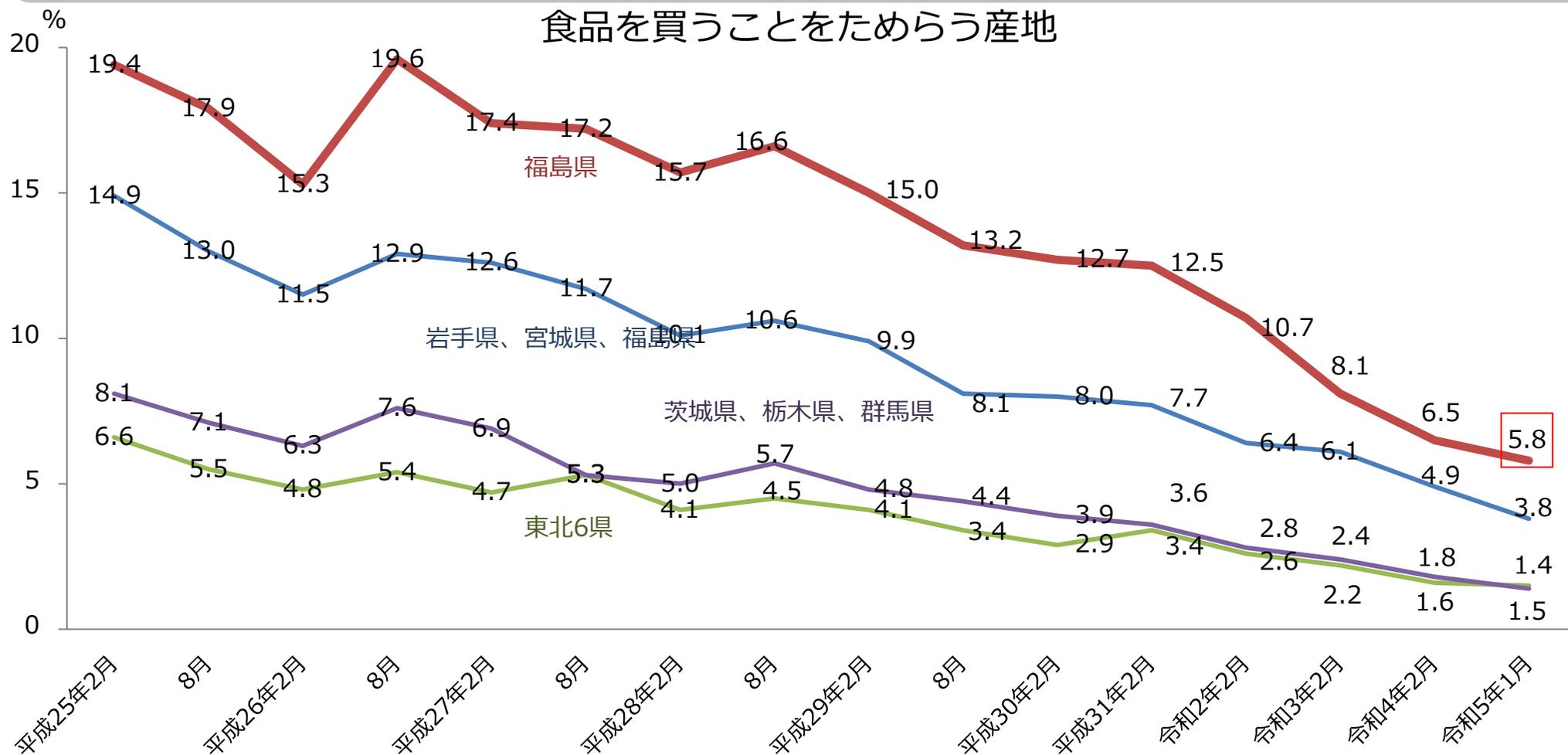
操作現場で観測解析図や予測結果の確認

操作日誌データ 魚群探知機データ

**⑤原子力災害からの復旧・復興
(風評対策)**

食品についての風評の現状

放射性物質を理由に被災地産品の購入をためらう人の割合は、これまでで最小。



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第16回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

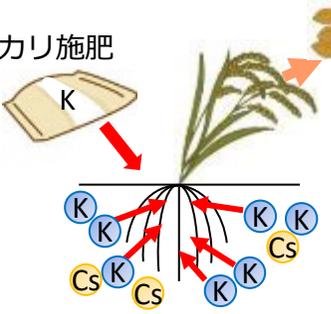
放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

米

カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



土壌中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

モニタリング対象県の牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう抽出検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- ・反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

きのこ

きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

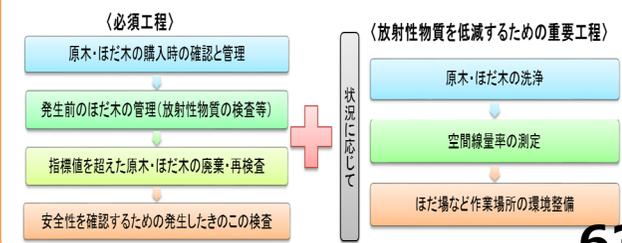
具体的な取組



きのこ原木の導入支援

栽培管理ガイドライン

都道府県が、ガイドラインを基に、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の实情に応じた取組事項を選択できるようチェックシートを作成。生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。



農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっており、平成30年以降基準値超過はなし。
きのこ・山菜類、水産物でも、基準値を超過したものはごくわずか。

農林水産物の放射性物質の検査結果^{注1}（17都県^{注2}）

品目	令和3年度 ^{注3、注4}		令和4年度 ^{注3、注4}		令和5年9月30日現在 ^{注3、注4、注5}		基準値超過品目	
	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	令和5年度 (令和4年度)	
農畜産物	米	0%	0 (308,050)	0%	0 (276,112)	0%	0 (19,555)	—
	麦	0%	0 (138)	0%	0 (122)	0%	0 (99)	—
	豆類	0%	0 (125)	0%	0 (127)	0%	0 (0)	—
	野菜類	0%	0 (2,991)	0%	0 (2,101)	0%	0 (2,267)	—
	果実類	0%	0 (794)	0%	0 (331)	0%	0 (511)	—
	茶 ^{注6}	0%	0 (21)	0%	0 (12)	0%	0 (15)	—
	その他 地域特産物	0%	0 (137)	0%	0 (108)	0%	0 (18)	—
	原乳	0%	0 (215)	0%	0 (104)	0%	0 (122)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0%	0 (8,933)	0%	0 (5,545)	0%	0 (4,563)	—
きのこ・山菜類	1.2%	79 (6,676)	0.8%	63 (7,569)	0.8%	41 (5,155)	コシアブラ、タケノコ等6品目 〈コシアブラ、タケノコ等6品目〉	
水産物	0.03%	4 (13,475)	0.01%	2 (13,593)	0%	0 (7,157)	— 〈イワナ、ヤマメ〉	
農林水産物計	0.025%	83 (341,555)	0.021%	65 (305,724)	0.1%	41 (39,462)		

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。検査点数には、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定。以下「検査ガイドライン」という）に基づき17都県が実施したモニタリング検査のほか、他の道府県、市町村及び生産者団体等が実施した検査（出荷後に流通品を対象に行われた検査を含む）のものを一部含む。農畜産物については、栽培/飼養管理が可能な品目が対象。きのこ・山菜類については、栽培管理されていない野生のものも含む。

(注2) 検査ガイドラインで対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 同年9月30日現在の検査結果（厚生労働省公表の速報値）。(注6) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局長クラスを構成員とするタスクフォースで決定）

本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

ポイント

知ってもらう

対象

- ① 児童生徒、教育関係者
- ② 妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③ 広く国民一般

内容

- ① 放射線の基本的事項と健康影響
- ② 食品と飲料水の安全性等

具体的施策

- ① 放射線副読本の改訂
- ② 乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始等

食べてもらう

- ① 小売、流通事業者
- ② 消費者
- ③ 在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④ 在留外国人、海外からの観光客

- ① 福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ② 食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③ 生産段階での管理体制等

- ① 福島県産品の販売場所の情報発信
- ② 流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③ 輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④ 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進等

来てもらう

- ① 教師、PTA関係者、旅行業者
- ② 海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③ 県外からの観光客

- ① 福島県の旅行先としての「魅力」
- ② 福島県における空間線量率や食品等の安全等

- ① 福島県ならではの「ホープツーリズム[※]」の推進
- ② 東北を対象としたプロモーション等

※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組

農林水産省は、関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省）等と連携して、食品中の放射性物質の現状や生産者の取組について、ウェブページや意見交換会等により、双方向のリスクコミュニケーションや正確な情報発信に取り組んでいる。

農林水産省ウェブページ

食品中の放射性物質について知りたい方へ（消費者向け情報）

掲載日：平成27年1月30日
更新日：令和5年7月31日

平成23年に発生した東日本大震災では、福島第一原子力発電所の事故の影響により、放射性物質が食品の安全対策の課題の一つになっています。
食品の安全性確保に向けた取組や被災地を応援する取組についてまとめました。

トピックス

▶ 食品中の放射性物質の最近の検出状況[令和5年7月31日] **New!**

農畜水産物等に含まれる放射性物質の検査結果などを随時更新

リーフレット等

「食べものや放射線物質のはなし」

Youtubeを利用した動画配信

今回は、先進10国をみかし安心・安全な福島牛の生産を通じて復興を目指す「五十嵐ファミリー」さん、東京で和牛をメニューに取り入れ復興を支援する「Bistro1008」さん取材しました。

震災の影響を受けた生産者の取組などを紹介

意見交換会等

消費者および大学生を対象とした意見交換会のほか、子育て世代を対象とした親子イベントを開催



消費者との意見交換会



親子参加型イベント

最近の意見交換会等の開催状況(令和5年9月末時点)

開催日	開催場所
令和4年10月23日	親子向けイベント（Web配信）
11月4日	大学生向け意見交換会（立命館大学、滋賀県草津市）
11月10日	大学生向け意見交換会（東京農業大学、東京都世田谷区）
11月12～13日	親子参加型イベント（東京都千代田区）
11月28日	一般消費者向け意見交換会（東京都千代田区）
12月14日	一般消費者向け意見交換会（大阪府大阪市）
令和5年1月15日、22日	情報提供イベント（神奈川県横浜市、東京都墨田区）
1月24日	大学生向け意見交換会（東日本国際大学、福島県いわき市）
8月5～6日	親子参加型イベント（宮城県仙台市）
9月1～3日	親子参加型イベント（東京都江東区）

※大学生対象はリモート形式の講義も採用

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- ◆ 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を平成23年4月より推進。
- ◆ 関係省庁と連携し、平成24年度より経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼。
- ◆ 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。



「食べて応援しよう！」

被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組： 1,996 件
うち被災地産食品販売フェア等：1,299 件
社内食堂等での食材利用： 593 件
(平成23年4月～令和5年9月までの間)



社内売店における福島県産米の販売



被災地産食品を使用したメニューの提供

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等取得に係る研修受講や審査費用等を支援。
＜福島県内GAP取得状況＞（令和5年3月末時点・福島県調べ）
認証件数：419件（GLOBALG.A.P. 28件、ASIAGAP 9件、JGAP 161件、FGAP 221件）
認証経営体数：738経営体
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員資格取得を支援。令和4年度は172名がJGAP指導員資格研修を受講。
- ・ 消費者・実需者等の理解促進のため、GAPに関する産地情報の発信等を支援。



国際水準に引き上げたFGAPの現地審査



スーパーマーケット等と連携したGAP認証農産物販売フェアの開催

環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機JAS認証の取得に係る費用を支援し、189名が認証を取得（令和5年3月末時点）。
- ・ 有機栽培米等の産地見学会や商談会、オーガニックふくしまマルシェ等を開催し販路拡大を支援。



有機栽培米等の産地見学会（令和4年度取引成立数：9件）



オーガニックふくしまマルシェ

水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

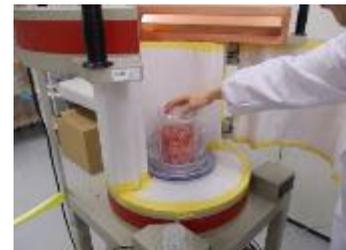
- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



シャーベットアイス冷却による高鮮度保持

農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。

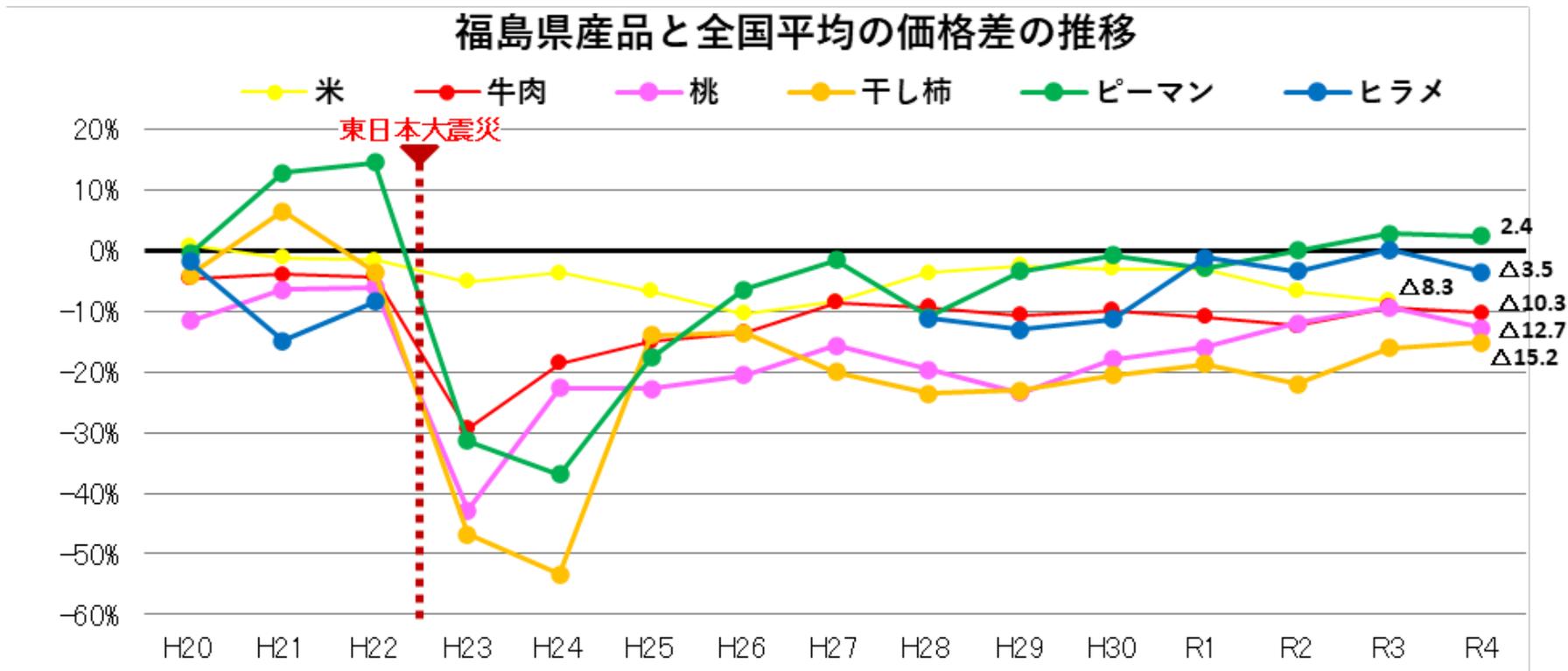


ゲルマニウム半導体検出器による測定

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

令和4年度福島県産農産物等流通実態調査について（県産品重点6品目の状況）

- 福島県産品の価格は、震災直後、全国的に全国平均を下回る状況となった。その後、価格差は徐々に縮小しているものの、ブランド化の遅れ等の影響が出やすい牛肉や桃などの品目は、依然全国平均を下回る価格となっている。



※指数は福島県産品と全国平均の価格差を全国平均の価格で割った値である。

※米は産年単位、牛肉、干し柿及びヒラメは年度単位、桃及びピーマンは7～9月の値である。

※令和4年度は令和4年12月までの実績である。

※干し柿にはあんぼ柿以外も含まれる。

※ヒラメは平成28年に試験操業の対象魚種となり出荷が再開された。

データ出所：米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場統計情報」

福島県の農林水産業再生に向けた取組状況（流通・販売段階での取組）

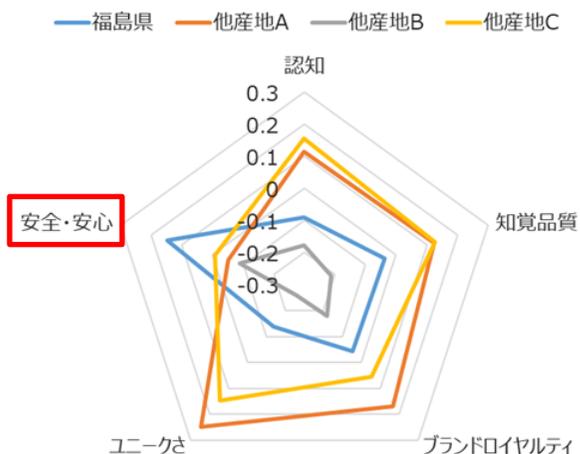
令和4年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果①

ポイント

消費者アンケートによれば、米や牛肉で安全・安心への評価は高いものの、ブランド力の評価が総じて低い点が課題であり、その解消が必要。

- 福島県産農産物等のブランド力の実態を把握するため、消費者への調査を行った。
- 米、桃、牛肉の3品目について、比較対象産地を3産地ずつ設定し、「認知」「知覚品質」「ブランドロイヤルティ」「ユニークさ」「安全・安心」の5項目への評価を分析した。
- 米と牛肉については、産地としての認知や知覚品質、ロイヤルティ、ユニークさなど複数の点で相対的に福島県の値が小さく、課題が見られる。一方で、福島県の安全・安心の評価は高い。

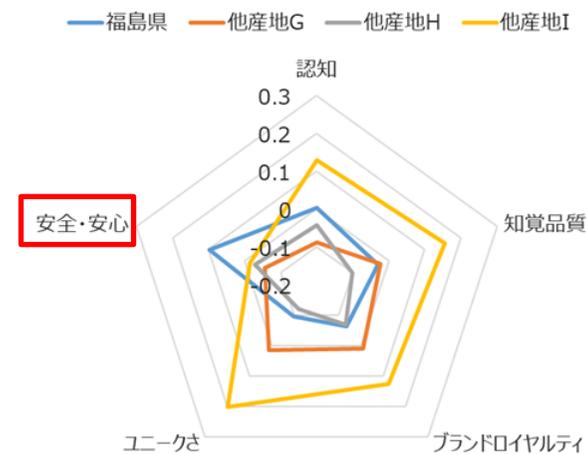
米の調査結果



桃の調査結果



牛肉の調査結果



※図中の数値は、各産地の得点を平均0、標準偏差1として推定した値。

令和4年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果②

ポイント

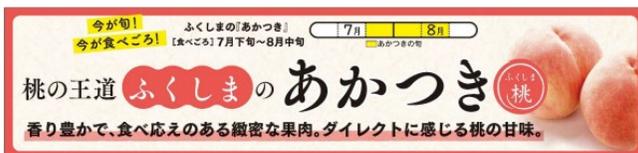
マーケティング実証調査により、桃の販売促進にあたっては、品種表示に消費者へ商品選択を高める効果が得られることを確認。

- (方針) 桃の代表的な産地であることから「**ふくしまのあかつき**」を訴求する実証を首都圏のスーパーで実施した。
- (方法) 仲卸業者ごとで商品へ「**あかつき**」を示す**品種表示シール**を貼付する有無をもって、**店舗比較**を行った。
- (集計) 協力店のPOSデータを用いて、売上高（客数当たりの桃の販売金額）を集計した。
- (結果) 客数当たりの販売金額を前週比と前年同週比で集計したところ、いずれも**品種表示あり店の売上高が品種表示なし店の売上高を上回っていた**。

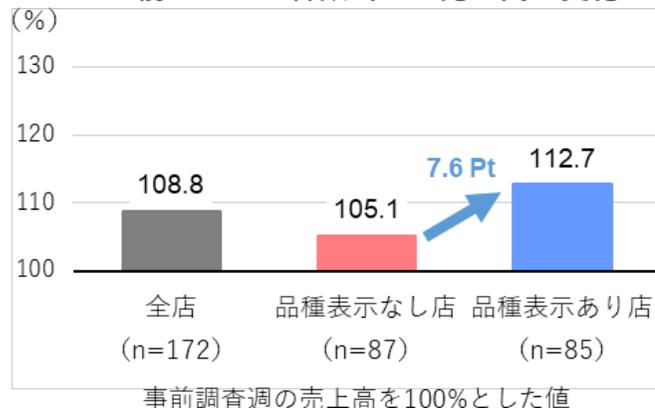
提供した品種表示シール



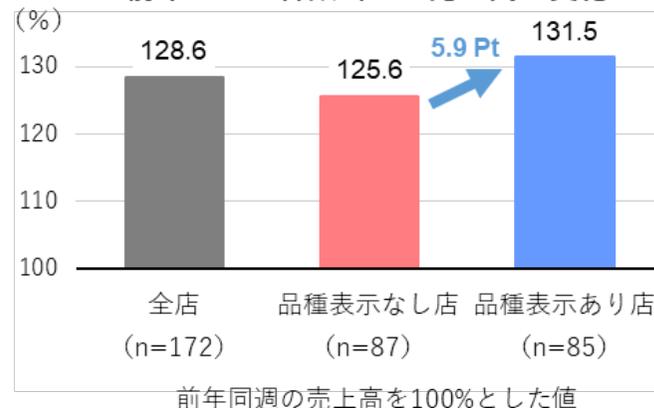
品種表示あり店で掲示した販促物



前週からの客数当たり売上高の変化



前年からの客数当たり売上高の変化



※図中の数値は、各産地の得点を平均0、標準偏差1として推定した値。

- ◆ 国内量販店等における販売促進、事業者向け商談会やバイヤーツアー、オンラインストアへの出展促進等を実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、令和4年度売上額29億円を達成。
- ◆ 令和4年度の輸出量は、果物や牛肉が前年度比2倍以上となり、過去2番目の実績。

令和4年度販売促進対策の実績

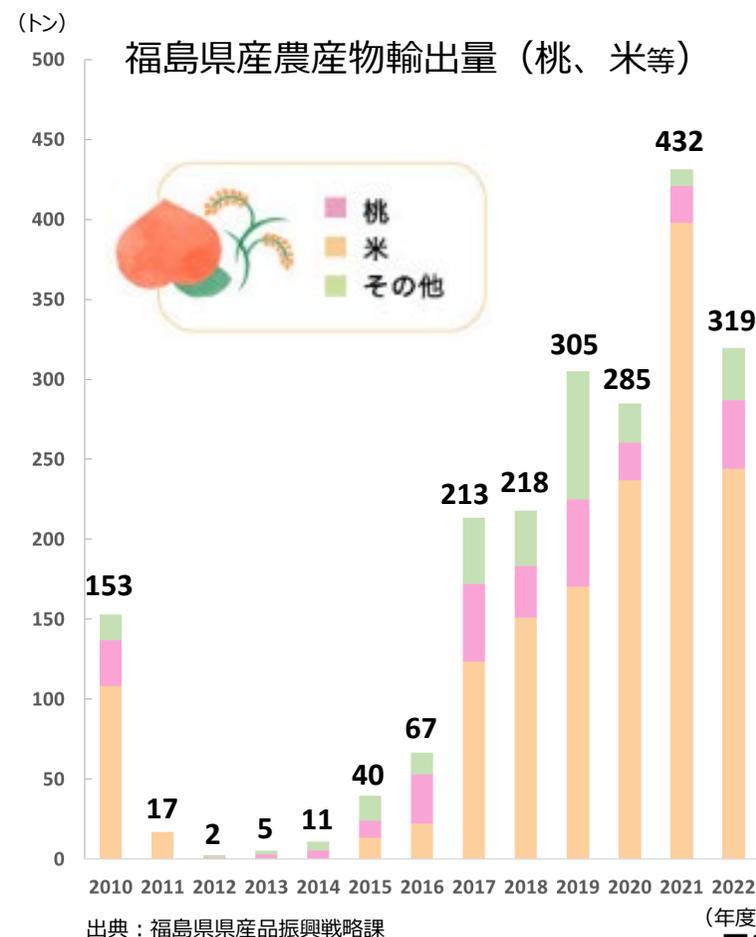
- **国内量販店等**における販売促進
 - ・販売コーナーの設置(530店舗)
 - ・販売フェアの開催(1,139店舗)
 - ・オンライン商談会の開催(1回)
 - ・産地視察ツアーの実施(6回)
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進（令和4年度売上額29億円）
- 新規出展者向けスキルアップセミナーの開催(18回、延べ261社)
- 福島県内の民間団体等が行う販売促進活動の支援(132団体)
- テレビやウェブを通じた情報発信や情報誌への掲載



福島牛の販売フェア



食材商談会の開催



- ◆福島県産ブランド米「福、笑い」のブランド力を確立させるとともに、既存ブランド米の活用を促進させることで県産米全体の需要拡大を図る。
- ◆福島牛の再生に向けて流通から消費に至る各段階へ働きかけを実施。
- ◆海外販路拡大に向けて、海外の量販店等でフェア等を開催。
- ◆商談会やバイヤーツアーは多数の事業者に参加してもらうための取組を展開。
- ◆首都圏等の量販店等において、福島県産水産物を取り扱う常設販売コーナーを設置する等し、県内外の消費拡大を促進。

令和5年度に強化する販売促進対策

- **福島県産ブランド米「福、笑い」**について、TVCM制作や体験型イベント等、必要な取組を展開して、引き続き認知度向上、ファンの獲得を図るとともに、特別栽培等の商品ラインアップの充実、県内を中心とした量販店フェアを実施。
- 「天のつぶ」などの既存ブランド米のセールス・プロモーション及び県産米の消費・需要拡大を図るPR活動（ふくしま米ルプロジェクト）の支援等により、**ふくしま米のイメージアップ及び販路拡大**を狙う。
- 福島牛については、卸売業者との意見交換会、展示会等での小売業者等への売り込み、消費者向けの販促フェアやSNS等を活用したPRの実施により**流通から消費まで各段階へ働きかけることでブランド力を再生**。
- 福島県産品の海外販路拡大に向けて、安全性や魅力をPRするフェアや情報発信を実施。
- 商談会やバイヤーツアーは**事業者の営業力強化を図るセミナーやバイヤーニーズに応じたターゲット別ツアー**を実施。
- **福島県産水産物の販売コーナー（福島鮮魚便）**を常設し、専門販売員による美味しさや安全性等の説明を行い販路回復に繋げる事業を実施。また、地元消費を着実に増やすため**県内の消費地市場を支援**。



福島県産ブランド米「福、笑い」



展示会（牛肉）



海外でのフェア



バイヤーツアーの実施



常設販売コーナーの設置

ALPS処理水放出に伴う風評対策（トリチウムのモニタリング）

- 試料は処理水放出口の南北約5kmの2地点で採取。
- 放出後から11月8日までに分析したヒラメなど92検体の分析結果は、放出前と同様に全て検出限界値（10Bq/kg程度）未満となった。

<処理水放出後>

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
1	R5.8.25	4:50頃	ヒラメ	不検出	(8.06)
2	R5.8.25	4:40頃	ホウボウ	不検出	(8.22)
3	R5.8.26	5:00頃	ホウボウ	不検出	(8.76)
4	R5.8.26	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.81)
5	R5.8.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.61)
6	R5.8.27	4:40頃	ヒラメ	不検出	(8.63)
7	R5.8.30	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.90)
8	R5.8.30	5:00頃	トラフグ	不検出	(8.13)
9	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.49)
10	R5.8.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)
11	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.70)
12	R5.9.1	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
13	R5.9.2	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.31)
14	R5.9.2	5:00頃	マダイ	不検出	(8.49)
15	R5.9.3	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.20)
16	R5.9.3	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.08)
17	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.88)
18	R5.9.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.00)
19	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)
20	R5.9.6	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.66)
21	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
22	R5.9.7	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.60)
23	R5.9.11	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.52)
24	R5.9.11	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.62)
25	R5.9.12	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.77)
26	R5.9.12	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.88)
27	R5.9.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.29)
28	R5.9.13	5:00頃	ホウボウ	不検出	(7.51)
29	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.75)
30	R5.9.14	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.07)
31	R5.9.15	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.41)

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
32	R5.9.15	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.65)
33	R5.9.16	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.60)
34	R5.9.16	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.69)
35	R5.9.17	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.75)
36	R5.9.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.74)
37	R5.9.18	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.47)
38	R5.9.18	5:10頃	ホウボウ	不検出	(7.57)
39	R5.9.19	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.76)
40	R5.9.19	5:20頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
41	R5.9.20	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.89)
42	R5.9.20	5:10頃	ホウボウ	不検出	(7.75)
43	R5.9.21	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.61)
44	R5.9.21	5:10頃	ハタガレイ	不検出	(8.56)
45	R5.9.22	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.10)
46	R5.9.22	5:15頃	メタガレイ	不検出	(8.11)
47	R5.9.23	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.03)
48	R5.9.23	4:45頃	ヒラメ	不検出	(9.15)
49	R5.9.24	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.57)
50	R5.9.24	5:10頃	ヒラメ	不検出	(8.77)
51	R5.10.3	4:50頃	ヒラメ	不検出	(8.27)
52	R5.10.3	5:30頃	ヒラメ	不検出	(8.36)
53	R5.10.4	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.93)
54	R5.10.4	5:30頃	ヒラメ	不検出	(9.11)
55	R5.10.5	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.42)
56	R5.10.5	5:30頃	ヒラメ	不検出	(7.68)
57	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.28)
58	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.18)
59	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.03)
60	R5.10.6	3:00頃	ヒラメ	不検出	(8.18)
61	R5.10.9	17:00頃	ヒラメ	不検出	(8.50)
62	R5.10.9	17:00頃	ヒラメ	不検出	(8.80)

No.	試料採取		試料名	(単位: Bq/kg) (検出限界値)	
	日	時			
63	R5.10.12	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.21)
64	R5.10.12	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.25)
65	R5.10.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.15)
66	R5.10.13	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.17)
67	R5.10.17	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.55)
68	R5.10.17	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.47)
69	R5.10.18	5:20頃	ヒラメ	不検出	(8.52)
70	R5.10.18	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.58)
71	R5.10.19	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.25)
72	R5.10.19	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.34)
73	R5.10.20	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.30)
74	R5.10.20	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.34)
75	R5.10.24	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.26)
76	R5.10.24	5:00頃	ヒラメ	不検出	(9.21)
77	R5.10.25	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.26)
78	R5.10.25	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.54)
79	R5.10.26	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.01)
80	R5.10.26	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.00)
81	R5.10.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.55)
82	R5.10.27	5:00頃	ヒラメ	不検出	(8.74)
83	R5.10.31	5:00頃	ヒラメ	不検出	(7.79)
84	R5.10.31	5:20頃	ヒラメ	不検出	(7.78)
85	R5.11.1	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.31)
86	R5.11.1	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.47)
87	R5.11.2	4:30頃	ヒラメ	不検出	(8.12)
88	R5.11.2	4:00頃	ヒラメ	不検出	(8.41)
89	R5.11.3	4:40頃	ホウボウ	不検出	(9.00)
90	R5.11.3	4:30頃	ヒラメ	不検出	(9.11)
91	R5.11.6	11:00頃	ヒラメ	不検出	(7.60)
92	R5.11.6	11:00頃	ヒラメ	不検出	(7.46)

(世界保健機関 (WHO) の飲料水水質ガイドライン基準 : 10,000Bq/L)

(出典 : 水産庁webサイト <https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>)

原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、48の国・地域で輸入規制を撤廃、7の国・地域で輸入規制を継続）。

規制措置の内容／国・地域数※		国・地域名
事故後輸入規制を措置	規制措置を撤廃した国・地域	48 カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン
55	輸入規制を継続して措置 7	2 ロシア、仏領ポリネシア
	一部の都府県を対象に輸入停止 5	中国、香港、マカオ、韓国、台湾

※ 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置された。

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名
海洋放出後輸入停止を措置 4	全都道府県の水産物を輸入停止	中国、ロシア
	10都府県の水産物等を輸入停止	香港
	10都府県の生鮮食品等を輸入停止	マカオ

※ その他、タイ、マレーシアにおいて日本産水産物に対する輸入時の検査が強化等されている。

農林漁業者への賠償支払い状況

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和6年3月までに、約1兆680億円の請求に対し、約1兆262億円を支払い※。

※令和6年3月31日時点で、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出